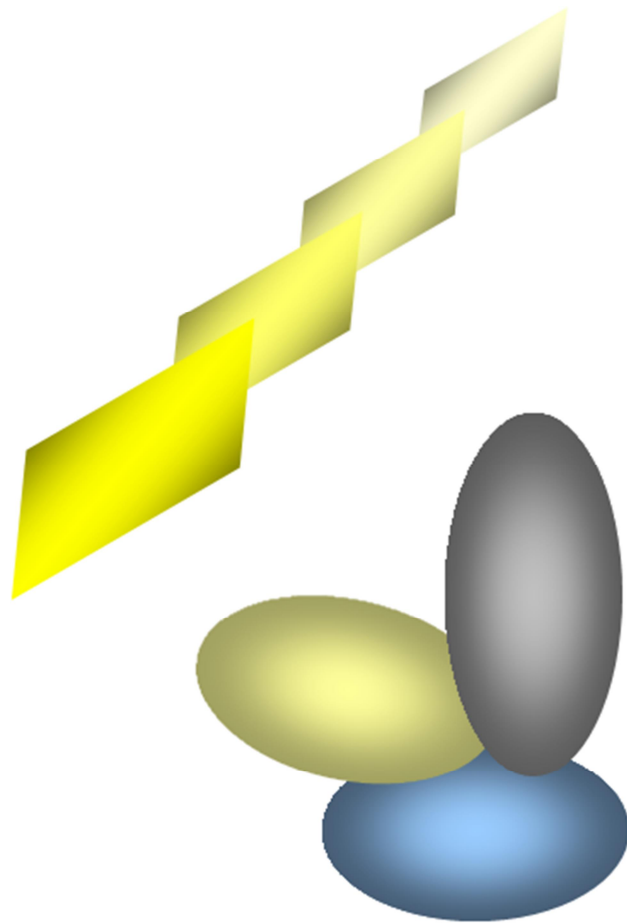


平成27年度版

西都市男女共同参画年次報告書



西都市

# 目 次

■ 第1部	男女共同参画施策の実施状況		
	プランの体系	P	1
	基本目標Ⅰ	P	2 ~ 5
	基本目標Ⅱ	P	6 ~ 11
	基本目標Ⅲ	P	12 ~ 20
	基本目標Ⅳ	P	21 ~ 30
	基本目標Ⅴ	P	31 ~ 36
■ 第2部	講 演		
	平成27年度 男女共同参画講演一覧	P	37
	男女共同参画講座アンケート結果	P	38 ・ 39
■ 巻末資料			
	男女共同参画に対する市民の意識	P	40 ・ 41
	男女共同参画基本法	P	42
	男女共同参画に関する国内外の動き	P	43 ・ 44
	西都市男女共同参画推進条例	P	45 ~ 47
	西都市男女共同参画審議会の傍聴に関する要領	P	48 ・ 49
	用語解説集	P	50 ~ 52

## 第1部 男女共同参画施策の実施状況

## 西都市男女共同参画プランの体系

基本目標	重点目標	施策の方向性
Ⅰ 男女共同参画社会 の実現に向けた 意識づくり	① 男女共同参画意識の醸成	1 男女共同参画を推進する広報活動 の充実と啓発
		2 男女共同参画の視点に立った 制度・慣行の見直し
	② 男女共同参画を推進する 教育・学習の充実	3 男女共同参画の視点に立った 学校教育・社会教育の充実
		4 多様な選択を可能にする教育・学習 機会の充実
Ⅱ 男女がともに 能力を発揮できる 就業環境づくり	① 働く場における男女の均等 な機会と待遇の確保	5 雇用の場における男女間格差の解決
		6 多様な働き方を支援するための 就労環境の整備
	② 農林業・商工業等の自営業に おける男女共同参画の確立	7 男女共同参画意識の啓発
		8 就業条件・環境の整備
	③ 仕事と家庭・地域生活の 両立支援体制の整備	9 仕事と生活との両立のための 体制整備の促進
		10 女性のチャレンジ・再雇用支援
Ⅲ 男女がともに 参画できる 社会環境づくり	① 地域社会における 男女共同参画の促進	11 地域活動における女性の参画促進
		12 市民と行政との協働による まちづくり・市民活動の推進
		13 国際理解・協力の推進
	② 政策方針決定の場への 女性参画の促進	14 審議会等委員の女性登用推進
		15 女性人材の育成・確保
Ⅳ 誰もが安心して 暮らせるための 基盤づくり	① 男女共同参画の考えに 基づいた福祉環境の整備	16 多様なライフスタイルに対応した 子育て・介護支援策の充実
		17 高齢者・障がい者の生活や社会参画 に対する支援の充実
		18 ひとり親家庭への支援の充実
	② 生涯にわたる健康支援	19 性と生殖の健康と権利に関する 意識の浸透・支援
		20 健康の保持増進のための取り組みの 推進
Ⅴ 配偶者等からの 暴力（DV）の根絶 （西都市 DV 防止 基本計画）	① DV 防止の推進	21 広報・啓発活動の推進
		22 セクシュアル・ハラスメント対策の 推進
	② 安心して相談できる 体制づくり	23 相談体制の充実
		24 相談窓口の周知
	③ 男女個人の人権の尊重	25 人権尊重のまちづくり
		26 人権擁護等の相談・支援体制づくり

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、「男だから・女だから」といったジェンダー\*\*にとらわれた意識や固定的な性別役割分担意識\*2を解消することが必要です。

日本国憲法に基本的人権の尊重と男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、男女平等について、法律や制度において整備が進んできており、本市においても平成11年に策定した「西都市女性プラン21」に基づいて、男女共同参画の実現に向けて、様々な取り組みを実施してきました。

しかしながら、固定的な性別役割分担による制度や慣行は徐々に改善されつつありますが、依然として根強いこと、政策方針決定の場における女性の参画が遅れていることなど、未だ多くの課題が残されています。また、性別による差別的な取り扱いや配偶者等からの暴力(DV)\*3、セクシュアル・ハラスメント\*4などといった人権侵害問題は全国的な問題となっており、これらの問題の解決も非常に重要となっています。

そのため、男女が性別に関わらず個人として、人権が尊重されるよう、男女平等意識をもって、あらゆる分野に参画することが必要であり、職場、学校、地域、家庭などにおいて男女共同参画の視点に立った教育や学習機会の充実を図るとともに、意識向上の啓発に努め、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに努めます。

### \*\*ジェンダー

先天的・生体的・生物的の性別を示す(セックス)に対し、「男はこうあるべき、女はこうあるべき」といった、社会的・文化的に形成された概念。この場合の「ジェンダー」という用語自体には、良い悪いという価値判断は含まない。

### \*2 固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、個人の能力等に関係なく、性別を理由として役割を固定的に分けることをいう。現在、重要であるとされていることは、性別による固定的な役割分担意識を解消し、互いの能力や個性を發揮し合い、喜びも責任も分かち合う男女共同参画意識を持つことである。

### \*3 配偶者等からの暴力(DV)

ドメスティック・バイオレンス(DV/Domestic violence)とも言われ、一般的には「夫や恋人等親密な関係にある、または、過去にあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されている。ただし、親子間の暴力まで含めた意味で使用している場合もあるため、本計画では、「配偶者等からの暴力」という意味で使用している。

### \*4 セクシュアル・ハラスメント(Sexual harassment)

職場または教育現場において、優越的地位や継続的關係を利用して行われる相手方の意に反する性的な言動によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えて、環境が害されること。

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

### 重点目標① 男女共同参画意識の醸成

#### 施策の方向性 1 男女共同参画を推進する広報活動の充実と啓発

- 男女共同参画社会に対する市民の認識と理解を深めるために、市の広報媒体や行事等を通じて、意識向上の啓発を推進します。
- 男女共同参画講座・講演等の開催やリーフレットを作成し、引き続き、男女共同参画のための広報活動や意識向上の啓発に努めます。
- 男女共同参画に関する資料を収集するとともに、市民が利用しやすい環境整備を図り、男女共同参画の啓発を促進します。
- 男女共同参画社会づくりに関する情報の収集や各種調査を実施し、市民への情報の提供を図ります。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画週間(6/23～6/29)の周知・啓発</li> <li>・人権啓発強調月間（8月）での周知・啓発</li> <li>・女性に対する暴力をなくす運動(11/12～25)の周知・啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月1日号「お知らせ」掲載</li> <li>・広報さいと8月号に掲載</li> <li>・市民課前ロビー・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出</li> </ul>	市民協働推進課
男女共同参画講演会の開催： 男女共同参画の推進を図るため、希望する団体等に講師の派遣を行う	開催数：5回(-1) 参加者数：199名(-103)	
男女共同参画職員研修の実施： 職員の男女共同参画の基礎理解を深めることを目的として実施 開催日：11月27日	開催数：2回(±0) (午前・午後に同じ内容で実施) 参加者数：39名(-90)	
啓発品の作成： ・DV防止リーフレット ・「広報さいと」男女共同参画啓発特集 ・男女共同参画情報紙	各作成部数： ・1,200部 ・11,000部 ・300部(±0)	
市のホームページ及びフェイスブックページへの記事や講座等案内の掲載	随時更新	
各種調査・アンケート等の実施： ・西都市における審議会等の女性登用率を調査 ・男女共同参画講演会講座アンケートの実施 ・男女共同参画職員研修アンケートの実施	登用率：30.7%(+0.8) 回答率：89.1%(+1.4) 回答率：84.6%(-11.4)	

#### 施策の方向性 2 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

- 職場・学校・地域・家庭など、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った取り組みとなっているのを見直すための講座・講演会等の開催に努めます。
- 社会における活動において、男性と女性が中立的でない慣行等については、男女共同参画の視点に立って見直しが進められるよう、相談体制の充実に努めます。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
【再掲】男女共同参画講演会の開催： 男女共同参画の推進を図るため、希望する団体等に講師の派遣を行う	開催数：5回(-1) 参加者数：199名(-103)	市民協働推進課
【再掲】男女共同参画職員研修の実施： 職員の男女共同参画の基礎理解を深めることを目的として実施 開催日：11月27日	開催数：2回(±0) (午前・午後に同じ内容で実施) 参加者数：39名(-90)	
男女共同参画の視点に立った相談体制の充実： DV・人権侵害の相談や男女参画に係る相談に対応	関係課・機関への引継ぎ、専門機関紹介、講演会の講師選定の支援等	

## 重点目標② 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

### 施策の方向性 3 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の充実

- 学校教育において人権感覚を十分に身に付けるための指導の充実を図り、男女平等意識の醸成に努めます。
- 学校教育において男女平等教育が適切になされるよう、教育関係者に対する意識の啓発や研修体制の充実に努め、関係機関への働きかけを図ります。
- 生涯学習等、市民を対象とした社会教育の場を通じて、男女共同参画推進に関する学習や意識の啓発に努めます。
- 相手の立場を理解し、助け合うような人間形成を図るため、子育て中の親やこれから親になる人などを対象とした家庭教育に関する学習機会の提供を図るとともに、情報の提供にも努めます。
- 人権教育・道徳教育・健康教育（性教育）等について、子どもの発達段階に応じた適切な教育を行います。
- 市民が男女共同参画の視点に立って、インターネットや携帯電話等の多種多様なメディア\*\*からの情報を主体的に読み解き、選択し、活用する能力（メディア・リテラシー\*2）の育成に努めます。

#### \*\*メディア

情報を人々に伝える機関や事業、システムなど。特に、大量の情報を紙（新聞や雑誌、広告）や電波（テレビやラジオ）、通信（インターネット）を通じて大衆に伝達する媒体をマスメディアと呼ぶ。

#### \*2 メディア・リテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解き、批判し、表現する能力。メディアからの情報をただ受け止めるだけでなく、情報を能動的に解釈したり、批判したりする能力と、自分で考え、自分の意見を表現・発信する能力をいう。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
働く婦人の家男性料理教室の開催	開催数：7回(-1) 参加者数：男性54名(+18)	商工観光課
両親学級 ピーチくらす： 妊娠及び育児に関する知識の普及をはかるとともに、 仲間づくりを支援する	開催数：6回(-3) 参加者数：40名(-6) (男性19名、女性21名)	健康管理課
市校長会及び教頭会研修： 教育的課題解決のための協議、服務規則事業等の説明	開催数：ほぼ毎月 (小中学校長11名、教頭14名、 教育長、事務局職員5名)	教育政策課
学校人権教育担当者会	開催数：1回(±0) 参加者数：教職員15名(±0)	
第40回宮崎県人権・同和教育研究大会参加 内容：「いのち」と「同和問題」を扱った映画上映及 び監督、出演者のトーク	参加者数：129名(+98) (市内小中学校教諭、保護者、 事務局職員)	
高齢者教室の開催： 65歳以上の男女を対象に毎月開催	開催数：5月～2月 参加者数：127名(-11)	社会教育課
このはな学園の開催： 69歳以下の男女を対象に毎月開催	開催数：5月～2月 参加者数：19名(-2)	
幼児／小学校／中学校 家庭教育学級の開催： 保護者に学習する機会を提供することにより、家庭が 子供にとって心安らぐ場所になり又、家庭の教育力を 高める	開設数：10回(-3) (幼児1学級、小学校7学級、 中学校2学級) 参加者数:397名(-82)	

#### 施策の方向性 4 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

○固定的な性別による役割分担意識を解消し、それぞれの個性と能力に応じた進路指導と相談体制の充実に努めます。

○市民一人ひとりが充実した人生を送ることを目指し、生涯にわたって行う学習への支援に努めます。

○職業能力開発事業\*<sup>3</sup>など各種講座等の開催や情報の提供の充実に図り、女性が自らの意識と能力を高めるための教育・学習機会の充実に努めます。

\*<sup>3</sup> 職業能力開発事業

行政・団体等が市民の技術力、能力を高めるための研修会・講座等を開設して就業機会の拡充を支援する事業。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
【再掲】男女共同参画講演会の開催： 男女共同参画の推進を図るため希望する団体等に講師の派遣を行う	開催数：5回(-1) 参加者数：199名(-103)	市民協働推進課
【再掲】働く婦人の家 男性料理教室の開催	開催数：7回(-1) 参加者数：男性54名(+18)	商工観光課
西都市雇用推進事業で各種講座等の開催： 地域求職者のスキルアップを図るための各種講座の開催を通じて雇用に繋げる事業を展開。食アレンジセミナーやパソコン講座など、西都市の地域特性を活かして就労に繋げるための講座を開催	受講者数：107名(-5) (男性31名、女性76名)	
(新規)介護人材育成事業：介護職員初任者研修(旧：訪問介護員2級)の開催	受講者数：13名 (男性3名、女性10名)	
生徒への進路相談・キャリア教育等への取組 それぞれの個性と能力に応じた進路指導と相談体制に努めた	各中学校(6校)で実施	教育政策課
出前講座の開催： 登録している各課に関する事業の説明等	開催数：14講座(+2) 参加者数：337名(-72)	社会教育課
【再掲】高齢者教室の開催： 65歳以上の男女を対象に毎月開催	参加者数：127名(-11)	
【再掲】このはな学園の開催： 69歳以下の男女を対象に毎月開催	参加者数：19名(-2)	



## 基本目標Ⅱ 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくり

雇用の分野における男女の機会均等や男女共同参画社会の実現のためには、働きたい人が性別にかかわらず能力を発揮でき、希望するライフスタイルの実現が重要です。また、多様な働き方を可能にする雇用環境の整備などを進め、仕事と家庭生活や地域活動などの両立が可能な「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）\*\*」の実現に向けて、事業者と市民、行政との連携が求められています。平成24年市民意識調査によると、女性の約58.1%が就業しています。

男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法の改正等により、男女の就業に関する法体制の整備は進んでいますが、雇用、待遇、昇進の面での男女の格差は大きく、働く場における男女の格差が解消されているとは必ずしも言い切れない状況であり、男女が働く場において対等なパートナーシップ\*2を実現するには、多くの課題を抱えています。

そのため、事業主と労働者に対し、男女は対等なパートナーであるという意識の啓発に努めることが必要であり、更に、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）\*3の促進を図ります。また、出産・育児・介護などで退職した女性の再就職については、「再チャレンジサポートプログラム\*4」の実施といった就職支援に努めます。更に、県と連携して創業意欲のある個人・グループへの企業支援や新商品の開発・販路の拡大などの女性を対象とした新事業への進出を促進します。

近年では、農林業や商工業などの自営業者については、高齢化や後継者不足が深刻な問題となっていることから、女性の社会参画や経営参画を促進することで、活力ある地域づくりを図るとともに、これらの場における男女共同参画の確立に向けた総合的な施策の推進に努めます。

### \*\*仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自らの希望するバランスで展開できる状況のことをいう。

### \*2 パートナーシップ

協力関係。連携。

### \*3 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

個々の企業において、固定的役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に生じている格差の解消を目指して、個々の企業が進める自主的かつ積極的取り組み。

また、積極的改善措置は、男女共同参画社会基本法第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されている。男女共同参画社会基本法上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない。

### \*4 再チャレンジサポートプログラム

育児・介護等のために退職し、再就職を希望する方に対して、自らの適性や職業経験、知識・技能を生かして再就職準備のための計画的な取り組みが行えるようきめ細かい支援を行う事業。

## 基本目標Ⅱ 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくり

### 重点目標① 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

#### 施策の方向性5 雇用の場における男女間格差の解決

- 男女雇用機会均等法の履行確保のため、関係機関と連携しながら、企業・事業者に対する周知を図ります。
- 各種の広報等を通じて、就労における男女平等意識が浸透するように努めます。
- 職場などにおいて、働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を促進します。
- 企業・事業者における女性の能力発揮のための積極的な取り組みの促進を図るため、関係機関と連携しながら情報の提供等を推進します。
- セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮を徹底し、企業・事業者に対する意識の啓発を促進します。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
西都市人権啓発推進協議会総会・研修会講演会の開催： 演題：『セクハラ・パワハラに巻き込まれたとき～相談の現場から』開催日：5月13日	参加者：64名(-13) うち企業・事業者、教育関係者等26名	市民協働推進課
【再掲】男女共同参画週間(6/23～6/29)の周知・啓発	・6月1日号「お知らせ」掲載 ・市民課前ロビー・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出	
企業等への情報提供： 西都市人権啓発推進協議会の構成団体に対し男女共同参画に関する情報誌や各種講座等の案内を送付	情報誌の送付：3回(±0)	
「男女雇用機会均等月間」の周知・啓発	6月15日号「お知らせ」掲載	商工観光課
「女性活躍推進法の成立」についての周知・啓発	12月1日号「お知らせ」掲載	
休日保育事業： 保育者の勤務等により休日等に保育に欠ける児童の福祉の向上を図るために保育所(園)に入所している児童に限って実施	実施保育園：2園(±0) (清水保育園、西都乳児保育園)	福祉事務所
一時預かり保育事業： 保育者の育児疲れ解消、急病や勤続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育を行うことにより、保育者の肉体的・精神的負担の軽減を図るために実施	実施保育園：1園(±0) (西都乳児保育園)	
延長保育事業： 延長保育を行っている保育園に対する補助。延長保育需要に対応するため、法人保育所、認定こども園が実施	実施保育園：12園(+1) (稚児ヶ池保育園、清水保育園、こどもの家保育園、白梅保育園、岩崎保育園、妻保育園、穂北保育園、光照保育園、くろうのこども園、札の元保育園、西都乳児保育園、あいいく幼稚園)	
病児保育事業： 保育者の就労により、家庭での保育が難しい病児の保育を、看護師・保育士がいる保育園の施設内で実施	実施保育園：1園(±0) (光照保育園)	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）： 昼間、仕事などにより児童の帰宅時に保護者がいない小学校低学年児童の健全育成を図るため実施	実施数：11箇所(±0) 利用者：398名(+37)	

## 施策の方向性6 多様な働き方を支援するための就労環境の整備

- 「仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）」を支援する観点から、特に女性の働きやすい環境づくりに向けて、企業・事業者、及び行政が連携して機運の醸成に努めます。
- 働く場において、多様な人材（特に女性）がその能力を発揮できるように、職業能力の習得・向上に向けた講座等の実施や情報の提供を推進します。
- パートタイム労働者の雇用管理改善等に関する法律及び指針の周知を図ります。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
【再掲】雇用創造推進事業： 地域求職者のスキルアップを図るための各種講座の開催を通じて雇用に繋げる事業を展開。食アレンジセミナーやパソコン講座など、西都市の地域特性を活かして就労に繋げるための講座を開催	受講者数：107名(-5) (男性31名、女性76名)	商工観光課
【再掲】(新規)介護人材育成事業：介護職員初任者研修(旧：訪問介護員2級)の開催	受講者数：13名 (男性3名、女性10名)	
県事業「仕事と家庭の両立応援宣言」に賛同する企業・事業所募集についての周知	9月15日号「お知らせ」掲載 市内事業所等の登録数：6件	

## 重点目標② 農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の確立

### 施策の方向性7 男女共同参画意識の啓発

- 農林業・商工業等の自営業を対象とした男女共同参画のための啓発活動の促進や講座・講演会等の開催に努めます。
- 農林業・商工関係団体への女性の参画を促進し、これらの分野における方針決定の場への女性の参画拡大を図ります。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
各種団体に対する啓発活動： 西都市人権啓発推進協議会に参加する農林業・商工業団体等に対し、男女共同参画情報誌や啓発資料等を送付	情報誌の送付：3回(±0)	市民協働推進課
女性団体への情報提供： 農林業に従事する女性団体等へ男女共同参画に関する情報誌や各種講座等の案内を送付	情報誌の送付：3回(±0) (その他必要に応じて各種講座等の案内を送付)	
審議会等への女性登用の促進 ※詳細は18, 19ページをご参照ください。	農林業・商工業に係る審議会等の女性登用率平均：13.6%(+1.9)	商工観光課 農政課 農業委員会

## 施策の方向性8 就業条件・環境の整備

- 労働に対する正当な評価、就業環境、就業条件の整備を図り、家族一人ひとりの経済的地位の向上に努めます。
- 知識や技術、経営管理能力の取得のための研修や交流等を促進し、技術・経営管理能力の向上を図ります。
- 生産と生活の両面において、過重な負担を負うことがないように、育児や介護との両立を支援するための支援体制の整備に努めます。
- 農商工連携<sup>\*5</sup>、6次産業化<sup>\*6</sup>につながる可能性のある食品加工グループの育成に努めます。
- 女性の起業を促進するため、情報の提供、人材の育成、資金の確保など様々な面からの支援に努めます。

### \*5 農商工連携

農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大に取り組むものである。

### \*6 6次産業化

地域の第1次産業とそれに関連する第2次・第3次産業（加工販売等）に係る事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取り組みである。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
雇用管理改善等に関する法律・指針等の周知： ・「男女雇用機会均等月間」の周知・啓発 ・「女性活躍推進法の成立」についての周知・啓発	・6月15日号「お知らせ」掲載 ・12月1日号「お知らせ」掲載	商工観光課
商店街空き店舗活用推進事業： 空き店舗を有効活用して商店街の機能充実や活性化にチャレンジする事業者や市民団体の起業を支援するため、開業資金・家賃への補助を実施	実施者数：8名(-1) (男性4名、女性2名、法人2名)	
青年就農給付金： 経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、給付金の支給を実施	給付者数：22名(±0) (男性21名、女性1名)	農政課
【再掲】休日保育事業： 保育者の勤務等により休日等に保育に欠ける児童の福祉の向上を図るために保育所(園)に入所している児童に限って実施	実施保育園：2園(±0) (清水保育園、西都乳児保育園)	福祉事務所
【再掲】一時預かり保育事業： 保育者の育児疲れ解消、急病や勤続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育を行うことにより、保育者の肉体的・精神的負担の軽減を図るために実施	実施保育園：1園(±0) (西都乳児保育園)	
【再掲】延長保育事業： 延長保育を行っている保育園に対する補助。延長保育需要に対応するため、法人保育所、認定こども園が実施	実施保育園：12園(+1) (稚児ヶ池保育園、清水保育園、こどもの家保育園、白梅保育園、岩崎保育園、妻保育園、穂北保育園、光照保育園、くろうのこども園、札の元保育園、西都乳児保育園、あいいく幼稚園)	
【再掲】病児保育事業： 保育者の就労により、家庭での保育が難しい病児の保育を、看護師・保育士がいる保育園の施設内で実施	実施保育園：1園(±0) (光照保育園)	
【再掲】放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）： 昼間、仕事などにより児童の帰宅時に保護者がいない小学校低学年児童の健全育成を図るため実施	実施数：11箇所(±0) 利用者：398名(+37)	

家族経営協定の締結推進： 経営主の配偶者や後継者の経営参画及び家事の分担等を明確にする	締結数：190件(+4)	農業委員会
農業者年金加入推進	加入者：376件(+2) 女性加入：95件(+3)	

〈参考〉

○ 西都市の家族経営協定締結件数

年度	件数	総計	前年度比
23年度	5	168	+5
24年度	6	174	+6
25年度	2	174	±0
26年度	12	186	+12
27年度	5	190	+4

○ 県内の家族経営協定締結件数

年度	件数	総計	前年度比
23年度	42	1,664	+42
24年度	53	1,686	+22
25年度	48	1,727	+41
26年度	63	1,743	+16
27年度	45	1,797	+54

※ 総計には離農者数等が反映されているため、締結件数と前年度比が一致しない場合があります。

※家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

### 重点目標③ 仕事と家庭・地域生活の両立支援体制の整備

#### 施策の方向性 9 仕事と生活との両立のための体制整備の促進

- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた広報啓発活動を図り、仕事と生活との両立を促進します。※
- 希望すれば、育児休業・介護休業を取得できるよう、企業・事業者に対して制度の一層の整備を促進します。
- 関係機関と連携しながら、仕事と育児・介護の両立のための制度の定着促進を図ります。
- 男性の育児休業制度・短時間労働勤務制度の利用の促進、いわゆる“イクメン”の啓発に取り組みます。
- 就業環境の整備を図り、家庭や地域活動への男性の参画を促進するとともに、仕事と生活が両立できる基盤づくりに努めます。
- ワーク・ライフ・バランスを実現するために「家族の理解と協力」が得られるように、機運の醸成・啓発に努めます。※

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
(新規)男女共同参画の視点からの公的広報の意識啓発： 市職員に対し、広報等の出版物を作成する際の固定的な性別役割分担意識の解消に向けた表現等の使用について庁内ネットワークを利用して啓発した。	実施時期：3月	市民協働推進課
【再掲】県事業「仕事と家庭の両立応援宣言」に賛同する企業・事業所募集についての周知・啓発	9月15日号「お知らせ」掲載 市内事業所等の登録数：6件	商工観光課
【再掲】休日保育事業： 保育者の勤務等により休日等に保育に欠ける児童の福祉の向上を図るために保育所(園)に入所している児童に限って実施	実施保育園：2園(±0) (清水保育園、西都乳児保育園)	福祉事務所
【再掲】一時預かり保育事業： 保育者の育児疲れ解消、急病や勤続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育を行うことにより、保育者の肉体的・精神的負担の軽減を図るために実施	実施保育園：1園(±0) (西都乳児保育園)	



【再掲】延長保育事業： 延長保育を行っている保育園に対する補助。延長保育需要に対応するため、法人保育所、認定こども園が実施	実施保育園：12園(+1) (稚児ケ池保育園、清水保育園、こどもの家保育園、白梅保育園、岩崎保育園、妻保育園、穂北保育園、光照保育園、くろうのこども園、札の元保育園、西都乳児保育園、あいいく幼稚園)	福祉事務所
【再掲】病児保育事業： 保育者の就労により、家庭での保育が難しい病児の保育を、看護師・保育士がいる保育園の施設内で実施	実施保育園：1園(±0) (光照保育園)	
【再掲】放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)： 昼間、仕事などにより児童の帰宅時に保護者がいない小学校低学年児童の健全育成を図るため実施	実施数：11箇所(±0) 利用者：398名(+37)	
保育所園庭開放： 自宅保育をしている保護者と児童を保育所に招き、保育所施設の開放や入所園児との交流を図る	実施施設：18箇所(±0)	

※その他 「基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」(P3~5) 記載事業

### 施策の方向性 10 女性のチャレンジ・再雇用支援

- 再就職を希望する女性に対して、積極的な情報の提供を推進します。
- 技術・技能の習得等に関する講座・研修の開催を検討し、女性のチャレンジに関する相談体制の充実を推進します。
- 関係機関と連携し、女性のチャレンジに関する仕組みづくりや情報交換に努めます。

事業・取組内容	実績(前年度比)	所管課
【再掲】雇用創造推進事業： 地域求職者のスキルアップを図るための各種講座の開催を通じて雇用に繋げる事業を展開。食アレンジセミナーやパソコン講座など、西都市の地域特性を活かして就労に繋げるための講座を開催	受講者数：107名(-5) (男性31名、女性76名)	商工観光課
【再掲】(新規)介護人材育成事業：介護職員初任者研修(旧：訪問介護員2級)の開催	受講者数：13名 (男性3名、女性10名)	

## 基本目標Ⅲ 男女がともに参画できる社会環境づくり

男女共同参画社会の実現は、男性にとっても女性にとっても生きやすい社会を作ることです。しかし、我が国の男女共同参画の現状は、まだ道半ばの状況にあります。このため、国は第3次男女共同参画基本計画において、①男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持った個人が生きることの社会、③男女が個性と能力を発揮できる社会を目指すことにしています。

男女共同参画社会は、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会です。このため、最も身近な暮らしの場である地域（自治会、コミュニティ）において、男性も女性も誰もが出番と居場所がある地域社会を形成していくことが大変重要です。

そのため、地域における性別役割分担意識の変革を図り、男女共同参画意識を高めるための啓発や市民が参画しやすい条件の整備など、男女の積極的な参画を促進するための取り組みに努めます。その中で、男女共同参画の理解に向けて男性や次代を担う子どもたちに対して、積極的に働きかける視点も必要です。

本市においても女性は人口の52.3%、就業人口の46.9%を占め（国勢調査）、政治・経済・社会など多くの分野の活動を担っています。しかし、これらの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は低調です。

このため、男女が政策・方針決定過程に積極的に参画し、ともに責任を担うとともに、多様な意思が公正に反映され、均等に利益を享受することができるような仕組みの構築を目指します。

また、男女共同参画社会基本法を踏まえながら、男女共同参画社会を実現する必要があることから、男女共同参画を総合的・計画的に推進するために、様々な形で市民や事業者との連携・協働を目指します。

## 基本目標Ⅲ 男女がともに参画できる社会環境づくり

### 重点目標① 地域社会における男女共同参画の促進

#### 施策の方向性 11 地域活動における女性の参画促進

- 地域活動における女性の参画を促進するため、男女共同参画の視点や市民のニーズを取り入れた広報啓発活動の充実を図ります。
- 女性グループ・団体等の活動を促進するため、人材の育成、配偶者の理解、ネットワーク化などを支援します。
- 育児・介護休業等、就業環境の整備を図ることで、地域活動へ参加しやすい環境の整備を促進します。※
- 自治会活動、自主防災活動（自主防災組織率のアップ）に女性の積極的な参加を促進します。
- 子どもたち（保護者を含む）に地域の子ども会・スポーツ少年団等の活動の中で、男女共同参画の必要性を啓発します。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
地域防災士の養成推進： 地域防災士の養成に対して支援を行う	地域防災士 74 名(+11) (男性 63 名、女性 11 名)	危機管理課
女性活動団体への協力支援： 登録してある女性団体に対して、情報の提供や協力を行う	登録活動団体 15 団体(±0)	市民協働推進課
男女共同参画啓発品の配布： 市内 7 地区で実施された「市長と語る西都づくり懇談会」や、「地域づくり講演会」で啓発品(クリアフォルダ)を配布	配布部数：567 部(-173)	
【再掲】(新規)男女共同参画の視点からの公的広報の意識啓発： 市職員に対し、広報等の出版物を作成する際の固定的な性別役割分担意識の解消に向けた表現等の使用について庁内ネットワークを利用して啓発した	実施時期：3 月	
地域住民への防災・減災周知啓発活動： 市民の防災意識の向上のため実施	消防団女性部による街頭啓発 実施回数：3 回(±0) 配布部数：300 部(±0)	消防本部
応急手当の普及啓発活動： 消防団員へ応急手当の指導を行う	消防団女性部による応急手当講習会 実施回数：1 回(±0)	

※その他 「基本目標Ⅱ 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくり」(P7~11) 記載事業。

#### 施策の方向性 12 市民と行政との協働によるまちづくり・市民活動の推進

- 市民が地域活動をしやすい環境づくりに努めるとともに、地域間におけるネットワーク形成を促進します。
- 積極的な情報の提供と活動支援に努め、地域における市民活動を推進します。
- 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティを構築するために、地域における男女共同参画意識の啓発を推進します。
- 広報活動を充実させ、地域における男女共同参画社会の実現に向けた意識と基盤づくりを推進します。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
各地域づくり協議会への支援： (地域づくり協議会 7 地区) 妻北・妻南・穂北・三納・都於郡・三財・東米良	事務支援、各協議会実施事業等の運営補助	市民協働推進課



地域コミュニティへの支援事業： ・「市長と語る西都づくり懇談会」の開催（7地区） ・「地域づくり講演会」の開催 開催日 2月20日	・参加延人数：449名(-141) ・参加人数：118名(-32)	市民協働推進課
市民活動団体支援事業： 市民活動登録団体によるネットワーク協議会への支援	登録活動団体 20団体(+1)	
市民提案型まちづくり事業： 市民団体等が自主・自発的に行うまちづくり事業に対して、事業の経費の一部を補助する	2団体に補助(-1)	
各種広報活動： ・「お知らせ」（隔月）での講演会への講師派遣事業周知 ・（新規事業）「広報さいと」での男女共同参画特集	・掲載回数：6回、地域への講師派遣：2回（参加者数：103名） ・配布：11,000戸	

**施策の方向性 13 国際理解・協力の推進**

○男女平等に対する国際的な取り組みについて、情報の提供を図ります。  
○国際交流による幅広い視点を持つ人材の育成を図ります。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
(新規)西都市男女共同参画情報紙での情報提供： 情報紙の中で、国際的な取組や、毎年世界経済フォーラムで発表されている国際社会における男女間格差指標(GGI)について紹介した	作成部数：300部 配布先：女性団体、関係機関等 ※市ホームページ掲載中	市民協働推進課
小学生英語村体験研修： 英語を使用した様々な体験型学習をとおして、英語に対する興味関心を高めるとともに、国際理解推進を図る 開催日：8月4日(火)、8月5日(水) 場 所：宮崎国際大学	参加者数：281名(-14) ※小学6年生が対象	教育政策課
英会話教室（公民館活動事業）： ・都於郡地区館講座(全20回) 開講日：第1・3土曜 ・西都市公民館講座(全40回) 開講日：第1～4火曜	開催数：60回(+20) 参加者数：57名(+26) (男性15名、女性42名)	社会教育課
外国語絵本の読みきかせ 図書館の事業の一環として、児童・生徒を対象にALT(外国語指導助手)等による絵本の読みきかせを実施 開催日：10月31日(土)、12月19日(土) 1月9日(土) 場 所：西都市立図書館	開催数：3回 参加者数：約100名	

## 重点目標② 政策方針決定の場への女性参画の促進

### 施策の方向性 14 審議会等委員の女性登用推進

- 審議会等への女性の登用について目標値を達成するために、積極的な登用を図るとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。
- 審議会等への女性登用の必要性を啓発するために、市職員等に対して男女共同参画に対する意識の啓発に努めます。
- 市役所における女性職員の管理職への登用や職域拡大に努めます。
- 管理指導的な立場への女性登用を図るよう、各種公共団体、民間団体・企業等へ要請し、あらゆる機会における女性の積極的登用を促進します。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
市役所における女性職員の職域拡大	政策形成能力を要する分野や事業系分野への女性職員の配置を実施	総務課
「西都市特定事業主行動計画」改訂 「女性活躍推進法」の成立に伴い、「西都市特定事業主行動計画」を改訂した。市役所における女性活躍推進状況を把握し、女性管理職の登用を目標値に掲げた	改訂時期：3月 市役所女性管理職の登用率 数値目標（達成年：平成32年） ・課長級 10%以上 ・課長補佐級 20%以上 ・係長級 30%以上	
審議会等委員の女性登用の推進： 男女共同参画推進委員会及び幹事会において、審議会等における女性の登用を依頼及び集計報告	女性登用率：30.7%(+0.8) 女性委員のいない審議会等の割合： 6.4%(-1.3)	市民協働推進課
【再掲】男女共同参画職員研修の実施： 職員の男女共同参画の基礎理解を深めることを目的として実施 開催日：11月27日（金）	開催数：2回(±0) (午前・午後に同じ内容で実施) 参加者数：39名(-90)	

#### ○地方自治法（180条の5）に基づく審議会等関係

審議会等名	平成26年4月1日現在			平成27年4月1日現在		
	委員	内女性		委員	内女性	
	総数	人数	割合	総数	人数	割合
1 教育委員会	5	2	40.0%	5	2	40.0%
2 選挙管理委員会	4	1	25.0%	4	1	25.0%
3 公平委員会	3	1	33.3%	3	1	33.3%
4 監査委員	2	0	0.0%	2	0	0.0%
5 農業委員会	22	2	9.1%	22	3	13.6%
6 固定資産評価審査委員会	6	2	33.3%	-	-	-
合計	42	8	19.0%	36	7	19.4%

#### ○地方自治法（202条の3）に基づく審議会等関係

審議会等名	平成26年4月1日現在			平成27年4月1日現在		
	委員	内女性		委員	内女性	
	総数	人数	割合	総数	人数	割合
1 西都市情報公開及び個人情報保護審査会	5	2	40.0%	-	-	-
2 西都市報酬等審議会	10	3	30.0%	-	-	-
3 西都市防災会議	37	3	8.1%	37	3	8.1%
4 西都市国民保護協議会	35	3	8.6%	35	3	8.6%

審議会等名		平成26年4月1日現在			平成27年4月1日現在		
		委員	内女性		委員	内女性	
		総数	人数	割合	総数	人数	割合
5	西都市男女共同参画審議会	15	8	53.3%	15	8	53.3%
6	西都市市民協働推進委員会	15	6	40.0%	15	7	46.7%
7	西都市企業立地促進審議会	10	2	20.0%	10	2	20.0%
8	西都市都市計画審議会	14	1	7.1%	14	2	14.3%
9	西都市景観審議会	13	1	7.7%	13	1	7.7%
10	西都市スポーツ推進審議会	6	1	16.7%	6	1	16.7%
11	西都市農用地利用対策審議会委員	16	0	0.0%	15	1	6.7%
13	西都市国民健康保険運営協議会	12	2	16.7%	12	2	16.7%
14	西都市・西米良村介護認定審査会(広域)	14	3	21.4%	14	3	21.4%
15	地方独立行政法人西都児湯医療センター 評価委員会	-	-	-	5	1	20.0%
16	西都市民生委員推薦委員会	14	5	35.7%	14	5	35.7%
17	西都市立保育所苦情解決第三者委員	3	1	33.3%	3	1	33.3%
18	西都児湯障害認定審査会(広域)	7	1	14.3%	7	1	14.3%
19	西都市障害者自立支援協議会	14	4	28.6%	14	4	28.6%
20	西都市子ども・子育て会議	13	7	53.9%	13	7	53.9%
21	西都市下水道事業等運営審議会	12	2	16.7%	12	2	16.7%
22	西都市奨学生選考委員会	8	4	50.0%	8	4	50.0%
23	西都市国際交流資金貸付選考委員会	8	4	50.0%	8	4	50.0%
24	西都市学校給食共同調理場運営審議会	12	2	16.7%	12	2	16.7%
25	社会教育委員会	10	2	20.0%	10	2	20.0%
26	公民館運営審議会	10	2	20.0%	10	2	20.0%
27	図書館協議会	7	3	42.9%	7	3	42.9%
28	文化財保存調査委員会	7	0	0.0%	7	0	0.0%
29	西都市歴史民俗資料館運営協議会	7	0	0.0%	7	0	0.0%
合計		334	72	21.5%	323	71	22.0%

広域で設置されている審議会等を除く場合 (313) (68) (21.7%) (302) (67) (22.2%)

※地方自治法第180条の5、第202条の3については49ページをご参照ください。

○ 審議会等女性登用率の動向

年度	審議会数	委員総数	内女性数	女性委員の割合	前年度比
平成23年度	59	812	199	24.5%	-0.9%
平成24年度	54	778	224	28.8%	+4.3%
平成25年度	52	727	198	27.2%	-1.6%
平成26年度	51	728	218	29.9%	+2.7%
平成27年度	47	687	211	30.7%	+0.8%

○ 国・県との比較（地方自治法 202 条の 3 に基づく審議会等で比較した場合）

年度	西都市(広域を除く)	宮崎県市町村平均	全国市町村平均
平成 23 年度	23.0%	20.5%	21.0%
平成 24 年度	21.5%	20.3%	23.9%
平成 25 年度	19.3%	20.4%	24.2%
平成 26 年度	21.7%	21.9%	25.1%
平成 27 年度	22.2%	22.5%	25.6%

第 4 次西都市総合計画後期基本計画において、審議会等における女性登用率の目標値を「平成 32 年までに 33%」としています。各課で掌握されている審議会等のうち女性登用率が 10%未満の審議会等については、より一層の女性登用に努めるように啓発を行います。

○市内事業所における管理職等登用状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

（対象事業所 5 事業所）

区分		性別	人数	割合	女性の増減 前年度比
総従業員数 1,178 名		男性	605	51.4%	+0.7%
		女性	573	48.6%	
役職者数 127 名		男性	122	96.1%	+2.3%
		女性	5	3.9%	
内 訳	部長級 18 名	(男性)	18	100%	0%
		(女性)	0	0%	
	課長級 52 名	(男性)	51	98.1%	-0.1%
		(女性)	1	1.9%	
	係長級 57 名	(男性)	53	93.0%	+5.2%
		(女性)	4	7.0%	

○市役所における管理職等登用状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分		性別	人数	割合	女性の増減 前年度比
総職員数 374 名		男性	272	72.7%	-0.1%
		女性	102	27.3%	
役職者数 186 名		男性	152	81.7%	+1.9%
		女性	34	18.3%	
内 訳	課長級 25 名	(男性)	23	92.0%	+0.3%
		(女性)	2	8.0%	
	課長補佐級 61 名	(男性)	51	83.6%	0%
		(女性)	10	16.4%	
	係長級 100 名	(男性)	78	78.0%	+3.4%
		(女性)	22	22.0%	

総従業員数 100 名以上の市内企業を対象に女性役職の登用状況を調査したところ、従業員数 1,178 名に対し、役職者数が 127 名（全体の約 11%）で、その内女性は 5 名（役職者数の 3.9%）でした。

また、市役所における管理職等の登用状況は、総職員数 374 名に対し、役職者数が 186 名（全体の約 50%）で、その内女性は 34 名（役職者数の 18%）でした。

○審議会等 女性委員登用状況 (平成27年4月1日現在)

課・室等	審議会等名	地方自治法		根拠条例	広域	委員数		女性登用率
		180条の5	202条の3			総数	女性数	
総務課	西都市選挙管理委員会	○		地方自治法180条の5		4	1	25.0%
総合政策課	西都市地域公共交通会議			西都市地域公共交通会議設置要綱		16	5	31.3%
	西都市県立高等学校活性化研究協議会			西都市県立高等学校活性化研究協議会設置要綱		20	2	10.0%
危機管理課	西都市防災会議		○	西都市防災会議条例		37	3	8.1%
	西都市国民保護協議会		○	西都市国民保護協議会条例		35	3	8.6%
市民協働推進課	西都市男女共同参画審議会		○	西都市男女共同参画推進条例		15	8	53.3%
	西都市市民協働推進委員会		○	西都市市民活動推進条例		15	7	46.7%
商工観光課	西都市企業立地促進審議会		○	西都市企業立地促進条例		10	2	20.0%
	西都市都市計画審議会		○	西都市都市計画審議会条例		14	2	14.3%
	西都市景観審議会		○	西都市景観基本条例		13	1	7.7%
	西都市空店舗活用選考委員会			西都市商店街空店舗活用推進事業補助金交付要綱		7	2	28.6%
スポーツ振興課	西都市スポーツ推進審議会		○	西都市スポーツ推進審議会条例		6	1	16.7%
	西都市スポーツ推進委員			西都市スポーツ推進委員に関する規則		18	5	27.8%
農政課	農用地利用対策審議会委員		○	西都市農用地利用対策審議会条例		15	1	6.7%
健康管理課	西都市国民健康保険運営協議会		○	西都市国民健康保険条例		12	2	16.7%
	西都市食生活改善推進員			西都市食生活改善推進員設置要綱		61	55	90.2%
	西都市歯科保健推進協議会			西都市歯科保健推進協議会要綱		14	6	42.9%
	西都市健康づくり推進協議会			西都市健康づくり推進協議会設置要綱		18	5	27.8%
	西都市介護保険事業計画策定委員会			西都市介護保険事業計画策定委員会要綱		17	5	29.4%
	西都市地域包括支援センター運営協議会			西都市地域包括支援センター運営協議会設置要綱		17	3	17.7%
	西都市地域密着型サービス運営委員会			西都市地域密着型サービス運営委員会要綱		17	3	17.7%
	西都市・西米良村介護認定審査会		○	介護保険法第14条 西都市西米良村介護認定審査会設置要綱	○	14	3	21.4%
地域医療対策室	地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会		○	地方自治法第138条の4 地方独立行政法人法第11条 地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会条例		5	1	20.0%

課・室等	審議会等名	地方自治法		根拠条例	広域	委員数		女性 登用率
		180条の5	202条の3			総数	女性数	
福祉事務所	西都市民生委員推薦委員会		○	民生委員法第8条		14	5	35.7%
	西都児湯障害認定審査会		○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条 西都児湯障害認定審査会共同設置規約	○	7	1	14.3%
	西都市障害者自立支援協議会		○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条3 西都市障害者自立支援協議会設置要綱		14	4	28.6%
	西都市老人ホーム入所判定委員会			西都市老人ホーム入所判定委員会設置要綱		6	1	16.7%
	西都市立保育所苦情解決第三者委員		○	社会福祉法第82条		3	1	33.3%
	西都市子ども・子育て会議		○	子ども・子育て支援法第77条		13	7	53.9%
上下水道課	西都市下水道事業等運営審議会		○	地方自治法第138条の4第3項 西都市下水道事業等運営審議会条例		12	2	16.7%
教育政策課	西都市教育委員会	○		地方自治法180条の5		5	2	40.0%
	西都市奨学生選考委員会		○	西都市奨学資金貸付条例		8	4	50.0%
	西都市国際交流資金貸付選考委員会		○	丸山国際交流資金貸付基金条例		8	4	50.0%
	学校給食共同調理場運営審議会		○	西都市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例		12	2	16.7%
	学校評議員			西都市立学校評議員の設置及び運営に関する要綱		52	15	28.9%
	教育支援委員会（旧就学指導委員会）			西都市教育支援委員会規則 （旧西都市就学指導委員会規則）		28	21	75.0%
社会教育課	社会教育委員会		○	西都市社会教育委員条例		10	2	20.0%
	公民館運営審議会		○	西都市公民館条例		10	2	20.0%
	図書館協議会		○	西都市市立図書館条例		7	3	42.9%
	文化財保存調査委員会		○	西都市文化財保護条例		7	0	0.0%
	歴史民俗資料館運営協議会		○	西都市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例		7	0	0.0%
	青少年育成センター指導委員			西都市青少年育成センター規則		20	3	15.0%
	西都市史編さん委員会			西都市史編さん委員会設置要綱		9	1	11.1%
西都市史編集委員会			西都市史編さん委員会設置要綱		8	1	12.5%	
監査事務局	西都市監査委員	○		地方自治法180条の5		2	0	0.0%
	西都児湯公平委員会	○		地方自治法180条の5	○	3	1	33.3%
農業委員会	西都市農業委員会	○		地方自治法180条の5		22	3	13.6%
		5	26		H27	687	211	30.7%

## 施策の方向性 15 女性人材の育成・確保

- 幅広い分野からの女性の登用を促進するために、女性の人材情報の収集に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、人材の発掘に努めます。
- 女性が活躍できる能力を身につけるため、様々な分野における女性への学習機会の提供を図ります。※
- 政策方針決定の場への女性の参画を促進するため、啓発や学習・研修活動等を通じて、女性の人材育成を図ります。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
【再掲】女性活動団体への協力支援： 登録してある女性団体に対して、情報の提供や協力を行う（登録活動団体 15 団体）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供や講座等の案内</li> <li>・ 先進地視察先との連絡・調整</li> </ul>	市民協働推進課
【再掲】男女共同参画講演会の開催： 男女共同参画の推進を図るため、希望する団体等に講師の派遣を行う	開催数：5 回(-1) 参加者数：199 名(-103)	
西都市働く婦人の家の指定管理運営 女性労働者の福祉の増進と地位の向上を図ることを目的として設置・運営。職業生活及び家庭生活に必要な知識及び技能の習得のための講習、実習等を開催	施設利用者数：13,330(+42)	商工観光課

※その他 「基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり（施策の方向性 4 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実）」(P5) 記載事業。

## 基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせるための基盤づくり

少子高齢化の進行や核家族の増加などによって、家族や地域の在り方、ライフスタイルが多様化してきています。

このような中、男女共同参画の実現のためには、男女がともにワーク・ライフ・バランスの観点から仕事と家庭における子育て、介護等を両立できる支援や環境の整備が求められています。

また、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、高齢者・障がい者も社会を支える重要な一員としてとらえることも重要です。その上で、積極的な社会参画を促進するとともに、ノーマライゼーション\*\*の理念のもと、高齢者や障がい者も安心して日常生活を送ることができるような社会環境の整備が求められています。

これらの状況を踏まえ、家族の構成員が性別に関わりなく、お互いに協力しながら、家事・育児・介護などを担い、安心して快適な家族生活を営むことができるように取り組むことが求められています。一方で、育児や介護は女性の仕事と考えている男性が少なくなく、そのことへの男性の参画が求められています。また、地域全体が子育てや高齢者介護などを支援することが必要です。

また、男女がお互いの身体的特質を十分に理解し、思いやり、尊重していくことは、男女共同参画意識づくりのためには、不可欠なものです。特に女性については、妊娠・出産をする可能性もあることから、身体的変化の過程や母体保護と健康に関する正しい知識の普及に努めます。

このように、すべての男女がともに家庭・地域において健康で安心して暮らせる環境づくりに向けて市民、地域、職場、行政等が一体となった取り組みを目指します。

### \*\*ノーマライゼーション

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。高齢者や障がい者等社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。



## 基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせるための基盤づくり

### 重点目標① 男女共同参画の考えに基づいた福祉環境の整備

#### 施策の方向性 16 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実

- ライフスタイルの多様化による、延長保育など様々な保育ニーズに対応した保育内容の充実に努めます。
- 育児への不安を解消するため、関係機関と連携を図りながら、相談業務の充実を図るとともに、情報の提供を推進します。
- 仕事と育児・介護を両立しながら働くことができるよう、育児休業制度・短時間勤務制度・介護休業制度の利活用に関する広報・啓発活動を推進します。
- 男性の育児・介護への参加を進めるために、学習機会の拡充を図るとともに意識の啓発に努めます。
- 安心して介護サービスを利用できるよう、施設、サービス内容等の充実を促進します。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
地域包括支援センター運営事業： 個々の高齢者の状況やその変化に応じて介護サービスを中核とした様々な支援が、継続的かつ包括的に提供される地域包括ケア体制の中核的役割を担うことを目的とした事業	(主要事業) 総合相談事業 相談延べ件数：2,424件(+118)	健康管理課
【再掲】ピーチクラス(両親学級)： 妊娠及び育児に関する知識の普及をはかるとともに、仲間づくりを支援する	開催数：6回(-3) 参加者数：40名(-6) (男性19名、女性21名)	
ピヨピヨ学級(離乳食講座)： 食生活の基本となる離乳食期の乳幼児を持つ保護者に、正しい知識を普及するとともに保護者同士の交流、ふれあいの場とする	開催数：6回(±0) 参加者数：70名(+21) (男性1名、女性69名)	
育ちのひろば(発達相談及び要支援者学級)： 発育・発達面で支援が必要な児童及び育児不安を抱える保護者を対象に音楽療法及び専門スタッフによる個別相談を行い、保護者の気持ちに寄り添いながら子育てを支援する。	開催数：12回(±0) 参加者数：71名(-9)	
おっぱい学級(母乳相談)： 授乳相談の場を設け、育児不安の軽減に努めるとともに、保護者同士の交流、ふれあいの場とする	開催数：9回(±0) 参加者数：女性52名(-3)	
【再掲】一時預かり保育事業： 保育者の育児疲れの解消、急病や勤続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育を行うことにより、保育者の肉体的・精神的負担の軽減を図る	実施保育園：1園(±0) (西都乳児保育園)	福祉事務所
【再掲】延長保育事業： 延長保育を行っている保育園に対する補助。延長保育需要に対応するため、法人保育所、認定こども園が実施	実施保育園：12園(+1) (稚児ヶ池保育園、清水保育園、こどもの家保育園、白梅保育園、岩崎保育園、妻保育園、穂北保育園、光照保育園、くろうのこども園、札の元保育園、西都乳児保育園、あいいく幼稚園)	
【再掲】休日保育事業： 保育者の勤務等により休日等に保育に欠ける児童の福祉の向上を図るために保育所に入所している児童に限って実施	実施保育園：2園(±0) (清水保育園、西都乳児保育園)	
子育て相談事業(家庭児童相談)： 子どもや家庭に関する各種相談に応じ、家庭生活の健全化と児童の健全育成を図る 場 所：家庭児童相談室(福祉事務所内)	相談件数：82件(-3)	

在宅介護支援センター運営事業： 要介護高齢者やその家族に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じる	相談件数：126件(+9)	福祉事務所
生きがい活動支援通所事業： 要介護認定審査会で非該当となった者に対する通所サービス	利用者数：2,579名(-1,083)	

<b>施策の方向性 17 高齢者・障がい者の生活や社会参画に対する支援の充実</b>		
<p>○社会参画を希望する高齢者と障がい者に対する情報や機会の提供の充実を図ります。</p> <p>○高齢者や障がい者の生きがいづくりのために、各種相談体制や学習機会等の充実に努めます。</p> <p>○高齢者と障がい者が暮らしやすい環境整備のため、支援体制の充実を促進します。</p> <p>○高齢者の就労、社会参加を促進するための臨時的・短期的就業の場を提供するシルバー人材センターの支援に努めます。</p> <p>○広報活動を充実させ、ユニバーサルデザイン*2の考え方に立って地域における男女共同参画社会の実現に向けた意識と基盤づくりを推進します。</p>		

\*2 ユニバーサルデザイン  
年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていくとする考え方。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
給食配食サービス事業： 食事の調理の困難な在宅虚弱高齢者に対して栄養のバランスのとれた夕食を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う事業	利用者数：126名(-10) 配食数：18,259食(+1,031)	健康管理課
シルバー人材センター運営補助（運営費補助）： 定年退職者等の希望に応じた就業の機会を確保し、提供することにより生きがいの充実、社会参加の推進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを行う(事務局人件費等)	補助金：7,408千円(±0千) 登録者数：234名(±0) (男性124名、女性110名)	福祉事務所
高齢者クラブ連合会・単位高齢者クラブの運営費補助	会員：1,596名(-104) (男性619名、女性977名)	
老人福祉電話貸与事業： 電話を有していない一人暮らし高齢者に対して他者との交流の機会を増やす等のために福祉電話を貸与する	貸与件数：17件(+2)	
緊急通報機器貸与事業： 65歳以上の一人暮らし高齢者に対し緊急の際に、ボタンを押すだけで通報され救助にあたる機器を貸与する	貸与件数：57件(-11)	
日常生活用具給付事業： 一人暮らし高齢者に対し火災警報機・自動消火器・電磁調理器等の日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る	給付件数：2件(+1)	
在宅老人対策事業：高齢者虐待相談	相談件数：3件(-4)	
成年後見制度利用支援事業： 身寄りがない高齢者等自らが希望する自立した日常生活を営むことができるように後見・補佐人について申立を行う	申立件数：3件(+1)	
軽度生活援助事業： 要介護認定審査会で非該当となった者に対する軽度な家事援助事業	利用者数：21件(+1)	

高齢者住宅改造事業： 在宅で生活する高齢者のいる世帯の住宅改造に要する費用の助成事業	助成件数：3件(+1)	福祉事務所
介護機器リサイクル事業： 体の虚弱な高齢者で介護用ベッド、車椅子歩行器が必要な方に、リサイクル品を無償で貸与する事業	貸与件数：91件(-9)	
居宅介護（ホームヘルプ）事業： 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助が必要な家庭に対してホームヘルパーを派遣する	利用者数：44名(+3)	
短期入所（ショートステイ）事業： 家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できる	利用者数：20名(+3)	
療養介護事業： 医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話を受けられる	利用者数：12名(±0)	
生活介護事業： 常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する	利用者数：105名(+6)	
子育て電話及び相談事業（療育相談）： 保護者や保育所、幼稚園、学校からの相談を受け、関係機関との連携を図りつつ、児童の療育を指導、支援する（言語訓練中心）	場所：妻北小学校 相談件数：495件(-152)	
障がい児保育事業： 集団生活の可能な中程度の障がい児を受け入れ保育を行う	実施保育園：2園(±0) (こどもの家保育園、清水保育園)	
児童発達支援事業： 心身の発達に何らかの問題や障がいのある児童やその家族を対象に集団や個別の遊びを通じ発達に準じた適切な援助を行う	利用者数：19名(+5)	
放課後等デイサービス事業： 在学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施する	利用者数：43名(±0)	
保育所等訪問支援事業： 保育所や小学校等に通っている障がいのある児童が集団生活に適応するために専門的な知識をもった指導員を派遣し、本人及び当該施設の先生等に支援方法を指導する	利用者数：6名(+3)	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業： 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を受けられる	利用者数：5名(+2)	
就労移行支援事業： 就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を受けられる	利用者数：24名(+8)	
就労継続支援事業： 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を受けられる	利用者数：74名(+12)	
施設入所支援事業： 施設に入所する人が、入浴や排せつ、食事の介護などを受けられる	利用者数：54名(±0)	

共同生活援助(グループホーム)事業： 地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行う	利用者数：40名(+2)	福祉事務所
同行援護事業： 視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に同行し、移動の援護等を提供する事業	利用者数：13名(+3)	
補装具(購入・修理)事業： 身体上の障がいを補って、日常生活や社会生活をしやすいするための補装具費(購入・修理)を支給する事業	給付等件数：97件(+7)	
日常生活用具給付事業： 身体障がい者手帳等を所持している方で要件を満たす方に、日常生活を容易にするための用具を給付する	給付件数：476件(-53)	
移動支援事業： 在宅の重度の障がい児・者が、その有する能力や適正に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むのに家庭に適切な介護者がいない場合、ヘルパーを派遣し外出の介助を行う	利用者数：25名(-4)	
訪問入浴サービス事業： 家庭において入浴することが困難な身体障がい者・児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、入浴車を派遣して入浴に係るサービスを行う	利用者数：4名(-1)	
日中一時支援事業： 日中に監護者がいない場合や、障がい者・児の日中活動の場、家族の就労支援、介護者の一時的な休息を目的とし、障がい者・児の日中における一時的な預かりを福祉サービス事業所で行う	利用者数：57名(+7)	
自動車運転免許取得・改造費助成事業： 身体に重度の障がいを持つ人の社会活動を容易にして、自立更生の促進を図るため、自動車運転免許取得に要する経費(自動車学校の授業料等)、自動車の改造に要する経費の一部を助成する	助成件数：0件(-1)	
障害者住宅改造助成事業： 障がい者(児)の自立した生活の維持、促進及び介護者の負担の軽減を図るため、既存の居室など特に必要と認める住宅の設備、構造等を改造する費用の一部を助成する	助成件数：4件(±0)	
地域活動支援センター(旧デイサービス)事業： 雇用、就労が困難な在宅の障がい者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供する事業	利用者数：3名(±0)	
重度障害者タクシー料金助成事業： タクシー運賃の一部を助成するタクシー券(基本料金相当分)をひと月あたり2枚交付する	助成件数：149件(+4)	
さわやか福祉のつどい： 障がい者・児と市民がスポーツやレクリエーションを通して交流することで、市民の障がいに対する認識や理解を深めるとともに、障がい者・児の社会参加を促すことを目的に開催する	参加者数：245名(+21)	
自立支援医療(更生医療)： 身体障がい者の障がいを軽減・回復させることを目的とする医療費の助成を行う事業(心臓機能障害など)	給付件数：256件(+15)	

<p>重度障害者医療費助成：            重度の障がい者が保険診療内において医療費の一部負担金を支払ったとき、その支払額から、入院・外来を問わず一人月額 1,000 円を控除した額を、本人の請求により助成する</p>	対象者数：810 名(+13)	福祉事務所
<p>特別障害者手当等支給事業：            在宅で重度の障がいがあるため、常時介護を必要とする者等に対し、特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当を支給する</p>	対象者数：66 名(-2)	
<p>学校生活介助員派遣事業：            市内の小中学校に在学する児童生徒が支障なく学校生活を送ることができるよう学校生活介助員を派遣する事業である。            (主な介助内容)            ・身辺処理の介助（学習サポート、給食介助、排泄介助、危険回避、昼休みサポートなど）            ・移動の介助            ・校外活動の介助 など</p>	小学校 4 校、中学校 1 校 対象児童生徒数: 27 名(+2) 介助員数: 19 名(+1) 介助延べ日数: 3,507 日(+28)	教育政策課
<p>【再掲】高齢者教室の開催：            65 歳以上の男女を対象に毎月開催</p>	参加者数：127 名(-11)	社会教育課
<p>【再掲】このはな学園の開催：            69 歳以下の男女を対象に毎月開催</p>	参加者数：19 名(-2)	

**施策の方向性 18 ひとり親家庭への支援の充実**

○経済的基盤が弱いひとり親家庭に対して自立と雇用の促進を図るため、関係機関と連携を図りながら就労に関する情報提供などを実施し、社会的自立の支援に努めます。

○医療費の自己負担分を助成するなど、経済的な自立支援を推進します。

○ひとり親家庭が抱えている様々な問題の解決に向けて、国・県など関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
<p>母子寡婦福祉協議会への補助事業：            活動内容：母子寡婦研修会、スポーツ大会、募金活動、福祉祭への参加 等</p>	活動回数：11 回(+2)	福祉事務所
<p>児童扶養手当給付事業：            父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る</p>	給付件数：401 件(-9)	
<p>ひとり親家庭医療費助成事業：            ひとり親家庭の医療費の一部を補助することにより、生活の安定と福祉の向上を図る</p>	助成件数：468 件(-12)	
<p>【再掲】子育て相談事業（家庭児童相談）：            子どもや家庭に関する各種相談に応じ、家庭生活の健全化と児童の健全育成を図る            場 所：家庭児童相談室（福祉事務所内）</p>	相談件数：82 件(-3)	

〈参考〉

○ 児童扶養手当受給者件数

年次	件数	前年度比
平成23年	405	+21
平成24年	417	+12
平成25年	401	-16
平成26年	410	+9
平成27年	401	-9

○ 西都市の母子世帯・父子世帯数

年次	父子世帯	母子世帯	合計	前年度比
平成22年	34	394	428	+14
平成23年	45	426	471	+43
平成24年	47	412	459	-12
平成25年	52	429	481	+22
平成27年	49	419	468	-13

母子世帯・父子世帯などのひとり親世帯は増加傾向にあります。ひとり親世帯が安心して生活するために、就業など自立促進のための取組を推進していくことが必要と思われます。

※児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

(対象)

日本国内に住所があり、次のいずれかの条件にあてはまる児童(18歳に達成する日以後の3月31日までに当たる者、但し一定基準以上の障がいがある場合は20歳未満の者)を監護している父又は母、または父又は母に代わってその児童を養育している人。

○ 要介護認定者数(3月31日付)

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	前年度比
23年度	135	248	267	259	238	265	212	1,624	+19
24年度	132	286	261	297	251	289	205	1,721	+97
25年度	148	252	340	285	233	274	225	1,757	+36
26年度	133	277	316	292	250	271	203	1,742	-15
27年度	118	284	290	290	286	291	252	1,811	+69

※要介護認定

要介護の認定とは、「どれくらい介護サービスを行う必要があるか」を判断するもので、介護に関する時間を推計し、その時間の多少によって要介護度を算出します。

○ 西都市一人暮らし高齢者等(70歳以上)(3月31日付)

年度	地区						合計	前年度比
	妻	穂北	三納	都於郡	三財	東米良		
23年度	996	315	267	242	296	69	2,185	+105
24年度	1,030	341	281	235	295	68	2,250	+65
25年度	1,063	351	292	241	306	68	2,321	+71
26年度	1,097	360	298	256	317	69	2,397	+76
27年度	1,124	364	293	264	318	64	2,427	+30

高齢化率は年々進んでおり、それに伴い介護認定者数また、一人暮らしの高齢者数も増加傾向にあります。その様な中で、高齢者の生きがいづくりや、安心して暮らせるための支援が必要であると思われます。



## 重点目標② 生涯にわたる健康支援

### 施策の方向性 19 性と生殖の健康と権利に関する意識の浸透・支援

- リプロダクティブヘルス/ライツ<sup>\*3</sup>（性と生殖に関する健康と権利）に関する情報を提供していきます。
- 性についての情報と学習機会の提供を図るとともに、相談体制の充実を促進します。
- 母性保護に関する啓発活動の充実を促進します。
- 人権尊重・男女平等の精神を基盤とした性教育を推進します。

<sup>\*3</sup> リプロダクティブヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）  
 リプロダクティブヘルス/ライツとも言われている。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の1つとして認識されている。リプロダクティブヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれている。また、これらに関して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
母子手帳の交付：週1回（火）	交付件数：201名(-20)	健康管理課
【再掲】両親学級 ピーチくらす： 妊娠及び育児に関する知識の普及をはかるとともに、仲間づくりを支援する	開催数：6回(-3) 参加者数：40名(-6) (男性19名、女性21名)	
小中学校における性教育： 各学校年間指導計画に基づいて児童生徒の発達段階に応じた性教育を行う	西都市内の全小中学校15校で実施	教育政策課
性に関する教育研究協議会への運営補助： 性に関する市内小中学校の教育研究事業を推進し、青少年の健全育成に資する	・講演会開催：14校(±0) ・教材等の補充	

### 施策の方向性 20 健康の保持増進のための取り組みの推進

- 疾病の予防や健康管理意識を高めるため、広報活動等を通じた意識啓発活動を推進します。
- 健康教育の充実に努め、健康や性感染症などに関する正確な知識を持つための活動を促進します。
- 様々な年代やライフスタイルに応じた健康管理が実施できるように、健康診査や健康相談の充実に努めます。
- 子宮がん・乳がん検診など、各種の健康診断の受診率を高めるための啓発活動を積極的に推進します。
- 健康や体力の保持・増進を推進し、気軽に参加できるスポーツ大会や教室等の開催の充実を図ります。
- こころの健康問題に関する講座・講演会等を開催し、心身ともに健康であることの重要性を啓発し、相談体制の充実に努めます。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
働く婦人の家健康講座（ビューティーストレッチヨガ）	開催数：26回(+0) 参加者数：女性293名(+0)	商工観光課
働く婦人の家スポーツ講座（育成講座）： 健康体操・ヨガ・バランスボール・太極拳など 全21講座	開催数：493回(+66) 参加者数：4,008名(+584) (男性179名、女性3,829名)	
健康相談の実施： 保健センターにおいて保健師・栄養士による健康相談、体脂肪・体重・血圧測定を行う	実施回数：年3回(-9) 参加者数：58名(-203) (男性18名、女性40名)	健康管理課
さいとげんき塾「やっちみろ会」： 虚弱高齢者等が介護予防の実践方法を身に付けると共に、生きがいづくり、仲間づくりができるよう支援する学級	実施回数：12回(+1) 参加者数：286名(+56) (男性37名、女性249名)	

通所型介護予防事業「通えば元気!!みんなで行く会」： 特定高齢者が、要支援・要介護状態にならないよう に、介護予防に関する知識と実践方法を身に付ける	実施回数：72回(+1) 参加者数：65名(-1) (男性12名、女性53名)	健康管理課
母子保健活動（6か月児・1歳6か月児・3歳児健診）： 乳幼児の発育・発達異常の早期発見、育児に関する正しい知識の普及とともに、保護者同士の情報交換ふれあいの場とする	開催数：36回(±0) 参加者数：626名(-11)	
食生活改善推進員地区組織活動	開催数：70回(+12) 参加者数：3,506名(-1,205)	
母子・若年世代・男性・婦人・高齢者への料理講習会・試食配布	開催数：56回(+19) 参加者数：1,141名(-391)	
栄養講話（食育授業含む）	開催数：58回(+10) 参加者数：1,160名(+325)	
自殺予防のための普及啓発事業（通年）： 自殺予防週間(9/10～9/16)の普及啓発（西都市役所玄関ロビーでの自殺予防展示） 自殺対策普及月間 3月（西都市立図書館での自殺予防展示）	自殺予防の周知：20か所(-20) こころの相談ノート配布： 1,340名(+804) 自殺予防グッズ配布： 1,360名(-70)	スポーツ振興課
このはなマラソン大会の開催： 開催日：3月20日、西都原公園折返しコース 対象：小学生以上の健康な方	参加者数：2,694名(+36) (男性1,710名、女性984名)	
西都市陸上競技記録会の開催： 開催日：5月23日 内容：小学生以上を対象に各種の記録会を行う 対象：小学校以上	参加者数：586名(-17) (男性291名、女性295名)	
西都市民アジャタ大会： 男子の部・女子の部・混合の部 開催日：6月28日 対象：西都市内在住の方	参加者数：349名(-32) (男性225名、女性124名)	
パークゴルフ大会： 年3回開催、対象：18歳以上	参加者数：331名(-197) (男性199名、女性132名)	
ゲートボール大会： 年1回開催、対象：協会加入者で健康な方	参加者数：20名(-59)	
グラウンド・ゴルフ大会： 年1回開催、対象：西都市内在住の方健康な方	参加者数：211名(-25) (男性108名、女性103名)	
さわやか市民スポーツ大会の開催： 開催日：9月6日（日） 種目：ミニバレー、ソフトバレー、ソフトテニス、ミニテニス 対象：西都市民（ただし学生は除く）	参加者数：323名(-223) (男性165名、女性158名)	



〈参 考〉

○ 健診実施状況

区分	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
結核	7,929	4,162	52.5%	8,073	4,171	51.7%	8,458	4,151	49.1%
肺がん	13,069	491	3.8%	12,790	543	4.2%	12,790	597	4.7%
胃がん	13,069	1,054	8.1%	12,790	1,278	10.0%	12,790	1,425	11.1%
子宮がん	8,967	974	※18.8%	8,486	1,681	19.8%	8,486	1,909	22.5%
乳がん	8,444	592	※14.1%	8,038	1,212	15.1%	8,038	1,238	15.4%
大腸がん	13,069	2,432	18.6%	12,790	2,674	20.9%	12,790	2,493	19.5%
6か月児	227	213	93.8%	196	187	95.4%	212	212	100%
1歳 6か月児	262	239	91.9%	231	216	93.5%	190	184	96.8%
3歳児	278	248	90.5%	258	234	90.7%	241	230	95.4%
特定健診 <sup>*4</sup>	8,075	1,648	20.4%	7,707	1,732	22.5%	7,530	1,912	25.4%

<sup>\*4</sup> 特定健診

「特定健康診査」とも呼ばれ、高血圧症、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病が増加していることを背景に、平成 20 年度から医療保険者に実施が義務付けられたメタボリックシンドロームに着目した健診。

乳幼児健診については受診率が高いが、その他の健診については受診率が低いようです。

市民が充実した生活を送るためには、心身の健康づくりはとても重要なことであるため、今後さらに健康診査の周知を行う事が必要と思われます。

(備考)

1 子宮がん・乳がん検診について

- ① 平成 25 年度の受診者数は、その年度の受診者数を計上しています。
- ② 平成 25 年度の受診率は、国の指針により下記の計算式で計算しています。

$$\frac{(\text{検診受診者数} + \text{前年度検診受診者数}) - 2 \text{年連続受診者数}}{\text{検診対象者}} \times 100 (\%)$$

- ③ 平成 26、27 年度の受診者数は、検診受診者に前年度検診受診者を足した数から 2 年連続受診者を引いた数を計上しています。

2 1歳6か月児・3歳児健診について

- ① 平成 25 年度の対象者数は、児童の理由による未受診者数を含みます。
- ② 平成 26、27 年度の対象者数は、対象者数から児童の理由による未受診者数を引いた数を計上しています。

3 特定健診の受診率は、市内の国民健康保険加入者の検診率を元に計上しています。

## 基本目標Ⅴ 配偶者等からの暴力（DV）の根絶 （西都市 DV 防止基本計画）

男女間のすべての暴力は、重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

特に女性は、配偶者等からの暴力（DV）\*\*の被害者になることが多く、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。平成11年に国連総会が11月25日を「女性に対する暴力撤廃の国際日」と定めるなど、国際的にも重要な課題として取り上げられています。

このようなことから、「女性に対する暴力をなくす運動\*2」期間のほか、様々な機会でも女性に対する暴力を許さない社会環境づくりに向けて啓発に取り組んでいきます。今後とも、DV、性犯罪、ストーカー行為\*3、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、社会認識の徹底、暴力の防止と被害者の支援に事業者、行政、地域、学校等が連携しながら一体となって取り組みます。

また、DVは「犯罪となりうる重大な人権侵害である」ことの認識など、人権問題に関する市民の意識を深め、人権尊重のまちづくりに努めます。

### \*\*配偶者等からの暴力（DV）

ドメスティック・バイオレンス（DV/Domestic violence）とも言われ、一般的には「夫や恋人等親密な関係にある、または、過去にあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されている。ただし、親子間の暴力まで含めた意味で使用している場合もあるため、本計画では、「配偶者等からの暴力」という意味で使用している。

### \*2 女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を運動期間とし、社会意識の啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施する。

### \*3 ストーカー行為

ストーカー規制法において、「同一の者に対し、つきまとい等を繰り返して行うこと」と規定されている。

## 基本目標V 配偶者等からの暴力（DV）の根絶（西都市 DV 防止基本計画）

### 重点目標① DV 防止の推進

#### 施策の方向性 21 広報・啓発活動の推進

- DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する暴力を未然に防止するため、「女性に対する暴力をなくす運動」の展開、広報・啓発活動を推進します。
- 若年層を対象に暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、予防啓発、教育・学習の充実に努めます。
- 中・高校生及び大学生等の若年層を対象に、交際相手からの暴力（デートDV）<sup>\*4</sup>の防止に関する広報・啓発活動を進めます。
- 国・県・市及び学校等との連携、広報誌、ホームページを利用し、児童虐待防止に対する意識の啓発に努めます。

<sup>\*4</sup> 交際相手からの暴力（デートDV） 主に恋人間で起こるDVをいう。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画週間（6/23～6/29）の周知・啓発</li> <li>・人権啓発強調週間（8月）での周知・啓発 ※内容：DV防止、児童虐待等を含む人権問題</li> <li>・女性に対する暴力をなくす運動（11/12～25）の周知・啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月1日号「お知らせ」掲載</li> <li>・広報さいと8月号に掲載</li> <li>・市民課前ロビー・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出</li> </ul>	市民協働推進課
（新規）「広報さいと」での男女共同参画啓発特集： 対象：市内全戸	配布：11,300部	
県作成デートDV防止リーフレットの配布： 対象：新成人	300部（±0）	
DV防止リーフレットの作成：	1,200部	福祉事務所
要保護児童対策協議会の設置	代表者会の開催：7月30日 実務者会の開催：8月24日、 2月25日	
「児童虐待防止推進月間」（11月）での周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月号「広報さいと」掲載</li> <li>・ポスター幟旗の掲出</li> </ul>	

#### 施策の方向性 22 セクシュアル・ハラスメント対策の推進

- 職場・学校・地域などあらゆる場面でセクシュアル・ハラスメントや女性への暴力は許さないという意識を醸成します。
- 職場・学校・地域などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修会等を実施します。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
（新）ハラスメント防止講演会の開催： 働きやすい職場環境の形成に向け、管理監督職の立場からハラスメントについて理解を深めることを目的に実施 開催日：11月13日 対象：市職員（係長級以上）	開催数：1回 参加者数：111名	総務課
【再掲】「女性に対する暴力をなくす運動」： （11月11～25日）での周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月15日号「お知らせ」掲載</li> <li>・市民課前ロビー・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出</li> </ul>	市民協働推進課
【再掲】人権啓発講演会・研修会の実施： 人権問題に対する理解と認識を深めることを目的として実施 開催日：5月13日 対象：西都市人権啓発推進協議会委員、市職員	開催数：1回（±0） 参加者数：64名（-13） （委員20名、職員44名）	

## 重点目標② 安心して相談できる体制づくり

### 施策の方向性 23 相談体制の充実

#### ・関係機関の連携

本市では市民協働推進課をDV相談の窓口として、市・警察・女性相談所（県）等の関係機関が相互に連携に図りながら、市民が安心して相談できる体制づくりに努めます。

ODV被害者の相談、支援に携わる職員の専門知識の習得や研修の充実に努めます。

ODVの二次被害<sup>\*5</sup>を防ぐために庁内関係課等が相互に情報を共有するとともに、関係職員の資質の向上に努めます。

○児童・高齢者・障がい者への虐待を防止するため、関係機関・団体が相互に情報を共有するなど、相談体制の整備に努めます。

○ODV被害、虐待被害などを早期に発見するために教職員、保育士、保護者等に対して被害者保護の正しい理解や通報の義務について啓発します。

#### \*5DVの二次被害

DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不十分であるために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者が更に被害を受けること。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
DV防止連絡調整会の開催	1月28日開催	市民協働推進課
人権擁護委員による無料人権相談・開催周知： 家庭内の問題や隣近所とのもめごと、いじめ、体罰などに関する相談を行う	開催回数：12回(毎月1回) お知らせ掲載：12回(毎月1回) 市HPへの掲載：通年 ※各種相談窓口を合わせて掲載	
女性相談所主催研修等への参加： DV被害者保護支援担当者研修（6月25日） DV被害者保護支援ネットワーク会議(11月18日)	開催日・出席者数：5名(+3) 6月25日 職員2名参加 11月18日 職員3名参加	
【再掲】子育て相談事業（家庭児童相談）： 子どもや家庭に関する各種相談に応じ、家庭生活の健全化と児童の健全育成を図る 場 所：家庭児童相談室（福祉事務所内）	相談件数：82件(-3)	福祉事務所
【再掲】在宅老人対策事業：高齢者虐待相談	相談件数：3件(-4)	社会教育課
青少年育成センターでの相談： 火～木曜、(13時～16時)	相談件数：2件(+2)	

〈参 考〉

○ 配偶者からの暴力相談件数

相談場所	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
西都警察署	4	8	5	11	14
市 役 所	3	3	2	3	4
西都市社会福祉協議会 地域包括支援センターを含む	3	0	5	1	1
合 計	10	11	12	15	19

○ 児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待の相談件数

年 度	H25 年度			H26 年度			H27 年度		
	児童	高齢者	障がい者	児童	高齢者	障がい者	児童	高齢者	障がい者
相談部署・虐待別									
福 祉 事 務 所	29	6	2	25	7	2	18	3	2
西都市社会福祉協議会	1	5	1	0	7	1	0	7	1
合 計	30	11	3	25	14(9)	3	18	10(8)	3

相談件数は各年で増減があるものの、一定の件数を保持したまま推移しています。※( )は実数  
 このような暴力は、相手の人権を著しく侵害するものであり、暴力根絶に向けた環境づくりを推進するとともに、関係機関との連携や相談体制を今後一層充実させることなどがが必要です。

**施策の方向性 24 相談窓口の周知**

ODVについて悩みを抱えながらも支援を求められずにいる潜在的被害者に対する相談窓口（市民協働推進課など）の周知に努めます。

○市民が広くDV相談の窓口があることを知っていただくために、チラシ等による広報、ホームページ等の掲載等により周知を行います。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間(6/23～6/29)の周知・啓発</li> <li>人権啓発強調月間（8月）での周知・啓発</li> <li>女性に対する暴力をなくす運動(11/12～25)の周知・啓発</li> <li>回覧板「お知らせ」での周知・啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月1日号「お知らせ」掲載</li> <li>広報さいと8月号に掲載</li> <li>市民課前ロビー・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出</li> <li>12回（毎月1回）</li> </ul>	市民協働推進課
【再掲】（新規「広報さいと」男女共同参画啓発特集対象：市内全戸	11,000部	
【再掲】DV防止リーフレットの作成：	1,200部	

### 重点目標③ 男女個人の人権の尊重

#### 施策の方向性 25 人権尊重のまちづくり

- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市民向け暴力防止啓発キャンペーンを実施します。
- 行政・警察・地域・企業・学校が連携して児童の安全確保、インターネットや携帯電話等の有害サイトに対応する取り組みに努めます。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
【再掲】「女性に対する暴力をなくす運動」： （11月11～25日）での周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月15日号「お知らせ」掲載</li> <li>・市民課前ロビー・図書館でのパネル、パンフレット、幟旗の掲出</li> </ul>	市民協働推進課
西都地区自主防犯団体の情報交換会の開催： 行政・警察・地域の自主防犯団体関係者が児童の安全等について情報交換を実施 開催日12月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数：1回(±0)</li> <li>参加団体：10団体(-3)</li> <li>出席者数：11名(-7)</li> </ul>	生活環境課
地域安全運動の実施： 年間4回(春、夏、秋、年末年始)地域安全運動の実施。官・民一体となった地域安全活動の推進。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域安全運動期間中における街頭キャンペーン、幟旗の掲出等</li> <li>・子どもの見守り活動の実施</li> <li>・青パトによるパトロール実施</li> <li>・夏祭り夜間パトロールの実施</li> </ul>	
交通安全運動の実施： 年間4回(春、夏、秋、年末年始)交通安全運動の実施。官・民一体となった交通安全活動の推進。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各交通安全運動期間中における西都市都市推進協議会(48関係機関、団体等)等による早朝啓発、キャンペーン等交通安全啓発活動の実施</li> <li>・ポスター掲示、幟旗の掲出等広報啓発活動の実施</li> </ul>	
西都市青少年育成連絡会の開催： 行政・警察・地域・学校等が児童の健全育成について情報交換を行う 開催日 11月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数：1回</li> <li>参加団体：34団体</li> <li>出席者数：52名</li> </ul>	社会教育課

## 施策の方向性 26 人権擁護等の相談・支援体制の充実

- 学習・研修機会の充実など人権侵害防止のための市民への意識啓発のための取り組みを推進し、男女個人の人権が尊重できる社会づくりのための基盤整備に努めます。
- 人権擁護等の相談事業や情報提供等の充実を図り、市民のニーズに合った窓口づくりに努めます。
- 市民・地域活動との連携を図り、人権擁護のための取り組み強化に努めます。

事業・取組内容	実績（前年度比）	所管課
西都市人権啓発推進協議会への委託： ・【再掲】人権啓発講演会・研修会の実施： 人権問題に対する理解と認識を深めることを目的として実施 開催日：5月13日 対象：西都市人権啓発推進協議会委員、市職員	委託料：60万円 開催数：1回(±0) 参加者数：64名(-13) (委員20名、職員44名)	市民協働推進課
・街頭啓発活動（6月1日、12月4日）	チラシ、啓発物品250セット配布	
・人権に関するポスター募集・展示： 募集期間：7月7日～9月11日 展示期間：12月8～15日	応募総数：522点(+225) 受賞作品数：43点(+4) 展示会場：ガイダンスセンター このはな館	
・人権啓発講演会等実施団体への講師謝金等補助	開催団体：2団体(±0) 受講者数：531名(-57)	
・人権啓発物品の作成、配布	啓発ポスター、幟旗、メモ帳、ボールペン、風船	
広報誌への掲載： 広報さいと 8月号「人権啓発強調月間特集」	全戸配布 部数：11,000部	
【再掲】人権擁護委員による無料人権相談： 家庭内の問題や隣近所とのもめごと、いじめ、体罰などに関する相談を行う	開催回数：12回(毎月1回)	教育政策課
【再掲】市校長会及び教頭会研修会： 教育的課題解決のための協議、服務規律、事業等の説明	開催数：ほぼ毎月 (小中学校校長11名、教頭14名、 教育長、事務局職員5名)	
【再掲】学校人権教育担当者会	開催数：1回(-1) 参加者数：教職員15名(±0)	
【再掲】第40回宮崎県人権・同和教育研究大会参加 内容：「いのち」と「同和教育」を扱った映画上映及び 監督、出演者のトーク	参加者数：129名(+98) (市内小中学校教諭、保護者、 事務局職員)	
【再掲】青少年育成センターでの相談： 火～木曜、(13時～16時)	相談件数：2件(+2)	社会教育課
お知らせへの掲載： 青少年育成センター便り	掲載回数：5回(±0)	

## 第2部 講演



## 平成27年度 男女共同参画講演一覧

1	対象	都於郡小・中学校合同職員研修		
	会場	都於郡中学校	参加人数	22 名
	日時	7月28日(火) 11:00~12:00		
	講師	NPO 法人ハートスペースM 佐藤 以津子 氏		
	演題	デートDVについて		
2	対象	妻中学校家庭教育学級		
	会場	妻中学校	参加人数	34 名
	日時	9月25日(金) 19:30~21:00		
	講師	池本 要 氏		
演題	子育ての視点から見たジェンダーの問題~私の間違った?子育て論~			
3	対象	三納地区自治公民館連絡協議会		
	会場	三納地区館	参加人数	21 名
	日時	11月26日(木) 19:00~20:00		
	講師	フリーアナウンサー 横山 由美 氏		
演題	人生はこれからが面白い~家庭の中から男女共同参画~			
4	対象	西都市働く婦人の家利用者友の会		
	会場	働く婦人の家	参加人数	40 名
	日時	12月14日(月) 10:00~11:30		
	講師	フィナンシャルプランナー 小川 洋一 氏		
演題	相続・遺言の基礎知識~亡くなった親の貯金はどうなる?			
5	対象	穂北づくり協議会、穂北地区自治公民館連絡協議会		
	会場	穂北地区館	参加人数	82 名
	日時	2月15日(月) 19:00~20:00		
	講師	宮崎県男女共同参画審議会 委員 西田 たみ子 氏		
演題	協働で築く地域コミュニティと男女共同参画社会			

○ その他 西都市職員研修

会場	コミュニティセンター	参加人数	39 名
日時	11月27日(金) 10:00~11:30、13:30~15:00		
講師	宮崎県男女共同参画地域推進員 盛永 ちづ子 氏		
演題	男女共同参画社会の実現に向けて(基礎研修)		

## 平成27年度男女共同参画講座に関するアンケート結果

参加者199名中179名回答  
(回答率89.9%)

### 1. アンケート回答者

性別	29歳以下	30代	40代	50代	60代	70歳以上	未記入	合計
男性	0	3	8	16	20	13	3	63
女性	1	9	23	21	24	32	3	113
未記入	0	0	0	0	0	3	0	3
合計	1	12	31	37	44	48	6	179

### 2. 今回の講演内容はどうでしたか。

性別	良かった	普通	良くなかった	未記入	
男性	43	14	1	5	63
女性	76	22	2	13	113
未記入	3	0	0	0	3
合計	122	36	3	18	179

### 今回の講演時間はどうでしたか。

性別	長い	ちょうど良い	短い	未記入	
男性	9	34	2	18	63
女性	14	73	5	21	113
未記入	1	0	0	2	3
合計	24	107	7	41	179

### 3. 講演の開催時間について、どの時間帯を希望しますか。

性別	午前	午後	夜間	その他	未記入	
男性	7	4	49	1	2	63
女性	43	14	54	0	2	113
未記入	0	0	3	0	0	3
合計	50	18	106	1	4	179

※意見欄

- ・いつでも
- ・5月か10月頃

### 4. 今後、どのような分野の講演を聞きたいですか。(複数回答あり)

性別	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	未記入	
男性	18	1	6	2	18	29	4	6	84
女性	35	5	25	5	27	28	7	14	146
未記入	1	2	0	2	0	1	0	0	6
合計	54	8	31	9	45	58	11	20	236

①: 男女共同参画からみた子育て支援、介護支援

②: ドメスティック・バイオレンス(配偶者への暴力行為)

③: 女性のチャレンジ支援

④: セクシャルハラスメント(性的嫌がらせ等)

⑤: ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

⑥: 男女で取り組むまち(地域)づくり

⑦: その他(今回の話をもう一度聞きたい)

5. 「男女共同参画」という言葉の意味を知っていますか。

性別	種別	はい	いいえ	未記入	
男性	人数	50	12	1	63
	割合	79.4%	19.0%	1.6%	
女性	人数	94	13	6	113
	割合	83.2%	11.5%	5.3%	
未記入	人数	3	0	0	3
	割合	100.0%	0%	0%	
合計	人数	147	25	7	179
	割合	82.1%	14.0%	3.9%	

※ 各表の割合については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。

6. 「男女共同参画」に興味がありますか。

性別	種別	はい	いいえ	未記入	
男性	人数	49	12	2	63
	割合	77.8%	19.0%	3.2%	
女性	人数	94	13	6	113
	割合	83.2%	11.5%	5.3%	
未記入	人数	3	0	0	3
	割合	100.0%	0.0%	0.0%	
合計	人数	146	25	8	179
	割合	81.6%	14.0%	4.5%	

※ 各表の割合については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。

7. 「男女共同参画」を進めるためには、何が重要だと思いますか。

性別	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	未記入	
男性	31	8	10	14	17	5	25	4	4	118
女性	78	14	27	20	37	17	39	3	6	241
未記入	3	0	0	0	2	0	1	0	0	6
合計	112	22	37	34	56	22	65	7	10	365

①: 子育て・介護などの環境づくり

②: ドメスティック・バイオレンスや、セクシャルハラスメント防止対策

③: 女性のチャレンジ支援(起業・再就職や自己啓発など)

④: ジェンダー(社会的な性的役割)啓発

⑤: ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

⑥: 女性の人権

⑦: 地域の中での男女共同参画の推進

⑧: その他 (・女性を大切にする心・気持ち

・まだまだ男女ともに住みやすい地域づくり(職場づくり)に対しては  
厳しいところがあると思います。

・男だから、女だからというメディアバイアスが全てまちがっている  
ということ自体にまちがいがある。)

## 【 卷末資料 】

男女共同参画に対する市民の意識

男女共同参画社会基本法

男女共同参画に関する国内外の動き

西都市男女共同参画推進条例

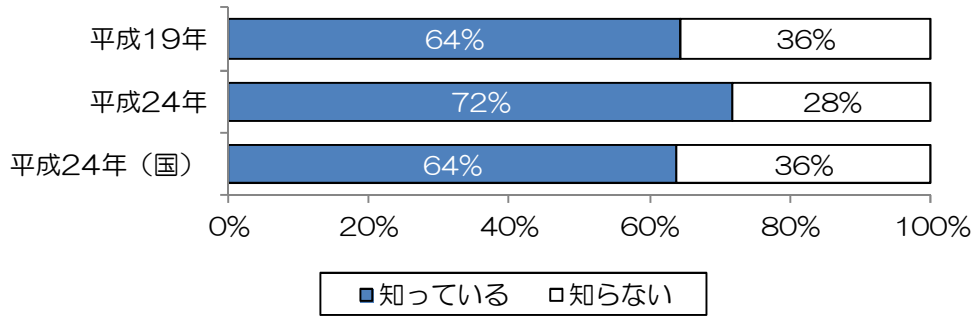
西都市男女共同参画審議会の傍聴に関する要領

用語解説集

# 男女共同参画に対する市民の意識

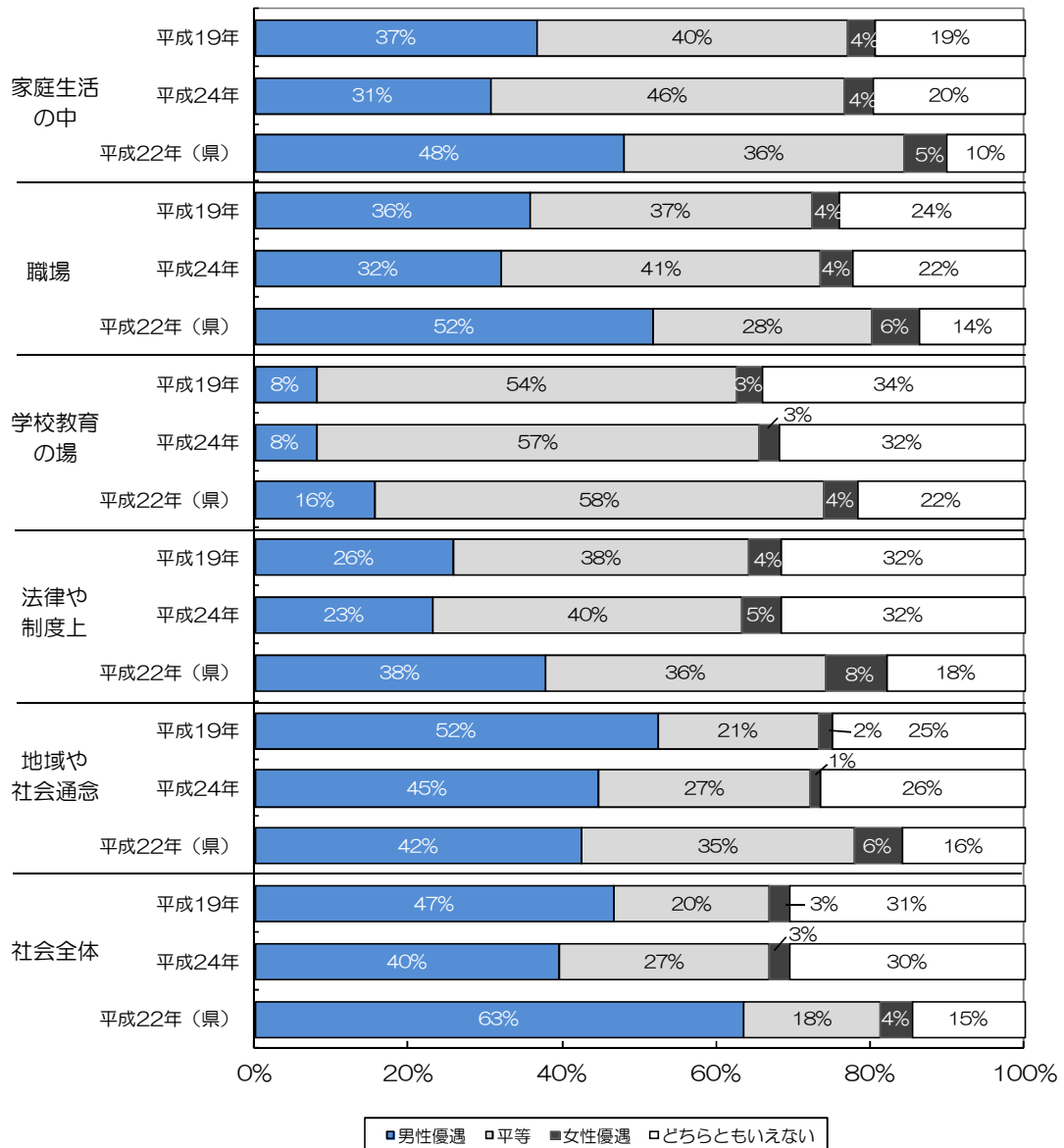
平成24年実施「みんなが住みよい社会をつくるための男女共同参画意識調査」より

## 1. 男女共同参画社会を知っていますか？



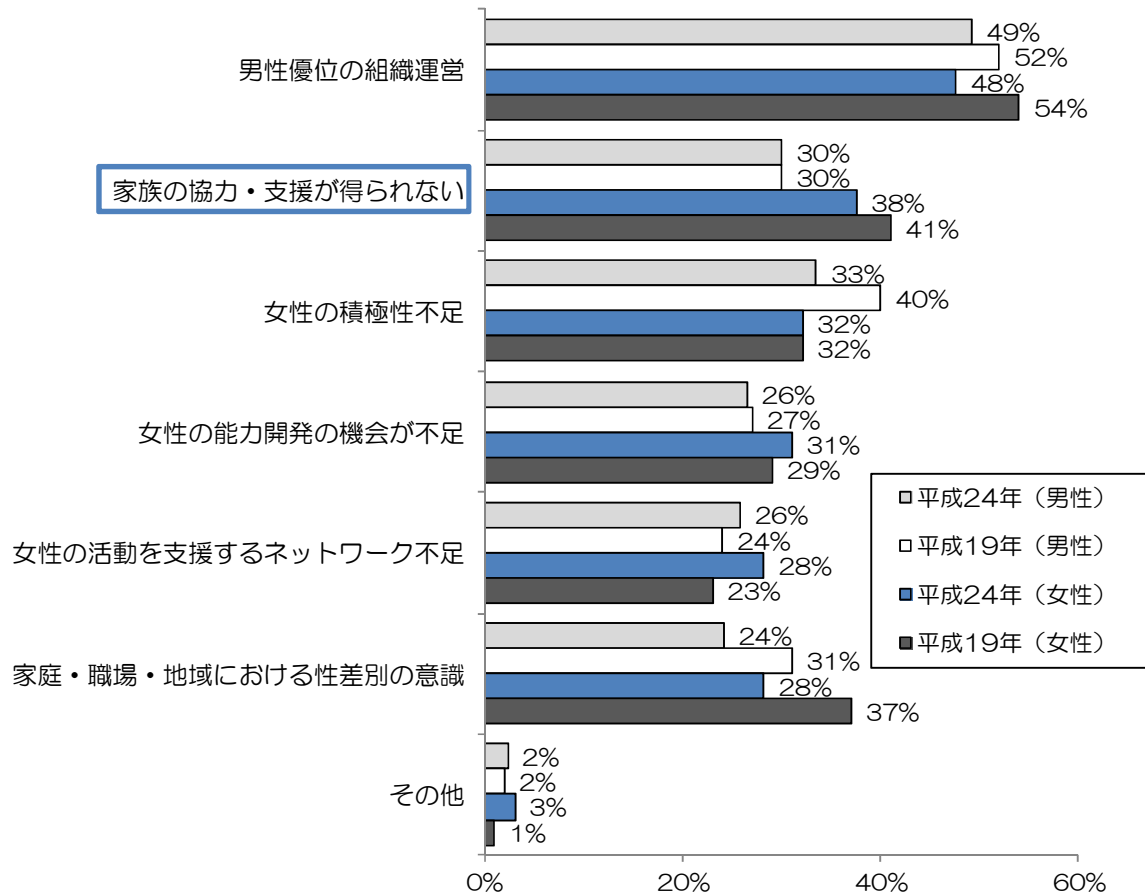
※表中、国は「男女共同参画社会に関する世論調査（平成24年）」による

## 2. 男女の平等を感じますか？

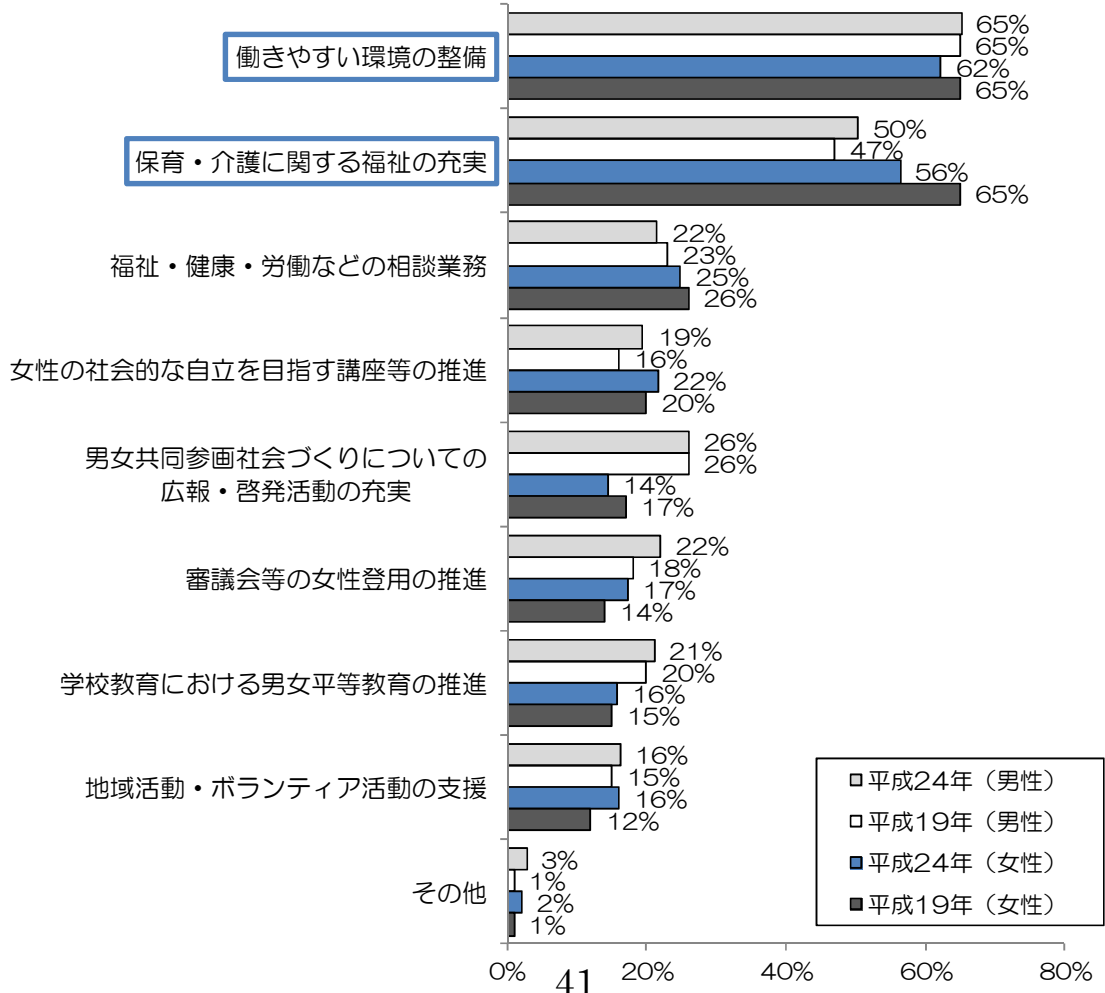


※表中、県は「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査（平成22年）」による

### 3. 政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由



### 4. 男女共同参画社会の実現に向けて行政に望むこと



男女共同参画基本法 5つの基本理念

<p><b>1. 男女の人権の尊重</b> 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。</p> <p><b>2. 社会における制度・慣行についての配慮</b> 固定的な性差別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう社会の制度や慣行について考えていきましょう。</p> <p><b>3. 政策等の立案及び決定への共同参画</b> 男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参加できるようにしましょう。</p> <p><b>4. 家庭生活における活動と他の活動の両立</b> 男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようにしましょう。</p> <p><b>5. 国際的協調</b> 他国や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

男女共同参画基本計画（第4次） 平成27年12月25日閣議決定

<p><b>1. 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>働き方等の改革（長時間労働削減・ICT利活用など、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備）</li> <li>男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正</li> <li>女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し（税制、社会保障制度等）</li> </ul>
<p><b>2. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「30%」達成に向け、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの推進</li> <li>政治・司法・行政・経済分野における女性の参画拡大</li> <li>各分野（地域、農山漁村、科学技術・学術、医療、教育、メディア、防災・復興、国際）における女性の参画拡大</li> </ul>
<p><b>3. 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>M字カーブ問題解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現</li> <li>均等な機会・待遇の確保対策の推進（マタハラ等の根絶含む）、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正</li> <li>非正規の処遇改善、再就職・起業支援等</li> </ul>
<p><b>4. 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における女性の活躍推進に向けた環境の整備</li> <li>農山漁村における女性の参画拡大や女性が働きやすい環境の整備</li> </ul>
<p><b>5. 科学技術・学術における男女共同参画の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備</li> <li>女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成</li> </ul>
<p><b>6. 生涯を通じた女性の健康支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯を通じた健康支援、性差に応じた健康支援、妊娠・出産等に関する健康支援</li> <li>医療分野における女性の参画拡大</li> </ul>
<p><b>7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予防と根絶のための基盤整備、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、子どもに対する性的な暴力、売買春、人身取引、メディアにおける性・暴力表現への対策</li> </ul>
<p><b>8. 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援（ひとり親家庭、子供・若者の自立）</li> <li>高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備</li> </ul>
<p><b>9. 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制定等の検討</li> <li>育児・介護の支援基盤の整備</li> </ul>
<p><b>10. 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民的広がりを持った広報・啓発の展開</li> <li>男女共同参画等の教育・学習の充実等</li> </ul>
<p><b>11. 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災施策への男女共同参画の視点の導入</li> <li>東日本大震災からの復興支援への男女共同参画の視点の導入</li> <li>国際的な防災協力</li> </ul>
<p><b>12. 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応</li> <li>男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮</li> </ul>
<p>○ 国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ制作の企画立案及び実施(予算編成に向けた調査審議等)</p> <p>○ 地方公共団体や民間団体等における取組の強化</p>

男女共同参画推進のあゆみ（年表） ～男女共同参画に関する国内外の動き～

西暦 (和暦)	世界の動き	国の動き	宮崎県の動き	西都市の動き
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議	・婦人国際企画推進本部 設置		
1976年 (昭和51年)	・「国連婦人の十年」スタート			
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定		
1978年 (昭和53年)			・宮崎県婦人関係行政連絡 会議設置	
1979年 (昭和54年)	・「女子差別撤廃条約」採 択		・青少年婦人課設置	
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年」中間 年世界会議	・「女子差別撤廃条約」 署名	・宮崎県婦人問題懇話会 設置	
1981年 (昭和56年)	・ILP 総会「家族的責任 を有する労働者の機会 及び待遇の均等に関する 条約」採択			
1982年 (昭和57年)			・婦人行動計画策定	
1985年 (昭和60年)	・「国際婦人の十年」ナイ ロビ世界会議	・「男女雇用機会均等法」 成立 ・「女子差別撤廃条約」 批准		・「西都市働く婦人の家設 置及び管理に関する条 例」制定
1986年 (昭和61年)		・「男女雇用機会均等法」 施行		
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けて の新国内行動計画」策定	・「男女共同社会を築くた めの宮崎女性プラン」策 定	
1991年 (平成3年)		・「育児休業法」公布	・第四次総合長期計画に 「男女共同社会づくり の推進」を位置づける ・「みやざき女性交流活動 センター」設置	
1992年 (平成4年)			・「女と男ですすめるサン サンひむかプラン」策定	
1994年 (平成6年)		・男女共同参画推進本部 設置		
1995年 (平成7年)	・北京で「第4回世界女性 会議」開催「北京宣言及 び行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正 (介護休業制度の法制 化 等)		
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画2000年 プラン」策定		・企画開発課に女性行政係 を新設 ・「西都市女性行政推進委 員会」設置 ・「西都市女性行政懇話会」 設置
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」 改正 (募集・採用等の差別の 禁止等)	・「ひむか女性プラン」策定	・「男女共同参画社会づくりに 関する市民の意識と 実態調査」実施
1998年 (平成10年)				・西都市女性プラン策定 委員会設置
1999年 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本 法」成立	・男女共同参画推進懇話会 設置 (→平成15年「男女共同 参画推進審議会」に改称)	・「西都市女性プラン21」 策定



西暦 (和暦)	世界の動き	国の動き	宮崎県の動き	西都市の動き
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立		・九市男女共同参画主管課長・担当者会開始 九市男女共同参画主管(平成12年西都市)
2001年 (平成13年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)成立	・「宮崎県男女共同参画センター」を設置	・市長と女性のランチタイム(平成16年まで) ・企画調整課に女性行政係を移設
2002年 (平成14年)			・「みやざき男女共同参画プラン」策定	・「みやざき男女共同参画フェスタ in 西都」開催
2003年 (平成15年)		・「次世代育成対策推進法」成立	・「宮崎県男女共同参画推進条例」施行 ・「宮崎県男女共同参画審議会」設置	・男女共同参画条例制定のための男女共同参画審議会(～現在)
2004年 (平成16年)				・「西都市男女共同参画推進条例」施行 ・西都市男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画地区講演会事業開始 ・企画調整課に女性行政係から男女共同参画係へ名称変更
2005年 (平成17年)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		・「西都市特定事業主行動計画」策定 ・女性による西都づくりを考える会開催
2006年 (平成18年)	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(東京)	・「男女雇用機会均等法」改正(間接差別の禁止) ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「DV対策宮崎県基本計画」策定	・市民協働推進課に男女共同参画係を移設
2007年 (平成19年)		・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「女性の参画加速プログラム」策定	・「みやざき男女共同参画プラン(改訂版)」策定	・「男女共同参画 みんなが住みよい社会をつくるための意識調査」実施
2008年 (平成20年)			・生活・協働・男女参画課へ組織変更	・市民協働推進課の男女共同参画係を市民協働推進係へ名称変更
2009年 (平成21年)			・「DV対策宮崎県基本計画」改定	・西都市男女共同参画プラン策定
2010年 (平成22年)	・国連「北京+15」世界閣僚級会合	・「第3次男女共同参画基本計画」策定		・「西都市特定事業主行動計画」の改訂
2012年 (平成24年)			・「第2次みやざき男女共同参画プラン」策定	・「西都市男女共同参画プラン」中間見直しに係る市民意識調査の実施 ・「西都市審議会等委員制定の女性登用推進に関する要領」制定(H25.4.1より施行)
2013年 (平成25年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)一部改正法公布 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」一部改正法公布		
2014年 (平成26年)		・「次世代育成支援対策推進法」一部改正法公布		・法改正に伴う「西都市特定事業主行動計画」の改訂
2015年 (平成27年)	・北京行動綱領20周年(北京+20)	・「女性活躍推進法」成立 ・「男女共同参画基本計画(第4次)」策定		・法定に伴う「西都市特定事業主行動計画」の改訂

# 西都市男女共同参画推進条例

平成16年3月25日

西都市条例第3号

改正 平成18年3月23日条例第6号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第7条）

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第8条—第15条）

### 第3章 西都市男女共同参画審議会（第16条—第21条）

### 第4章 雑則（第22条）

## 附則

男女が個人として尊重され、対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画することができる社会を実現することは、私たち市民の共通の願いである。

西都市においては、これまで、国際社会や国等の動向を踏まえつつ、平成11年3月には「西都市女性プラン21」を策定するなどして、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが依然として根強く存在しており、真の男女平等には至っていない状況にある。

一方、少子高齢化、情報化、国際化の急速な進展等により私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、これまでの枠組みでは対応しきれない新たな課題も生じてきている。

このような状況の中、西都市がさらに活き活きとした元気あふれるまちとして発展し続けるためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が不可欠である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにして、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女一人ひとりが活き活きと元気に暮らしていける西都市を築くため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **男女共同参画** 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) **積極的改善措置** 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) **事業者** 営利を目的とするとしないを問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。

### （基本理念）

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく個人としての能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、家庭生活と職業生活その他の社会生活とを両立できるようにすること。
- (5) 男女が、お互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、市行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する者について、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により、当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により不利益を与えることをいう。）

(3) 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

#### (男女共同参画計画の策定等)

第8条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、西都市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

#### (市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第9条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

#### (教育及び学習の推進)

第10条 市は、学校教育、社会教育その他の分野において、男女共同参画に関する教育及び学習の推進のために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (地域における環境の整備)

第11条 市は、地域における生産、経営及びこれに関連する活動において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

#### (市民及び事業者の活動に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (相談等の処理)

第13条 市長は、第7条各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に係る事案について、市民からの相談又は苦情があった場合は、関係機関と連携して適切に処理するものとする。

#### (附属機関等における積極的改善措置)

第14条 市は、附属機関及びこれに類するものにおける委員を任命し、又は委嘱する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

#### (男女共同参画の推進状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 西都市男女共同参画審議会

#### (設置)

第16条 市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、西都市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 男女共同参画計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に係る重要な事項に関すること。
- 2 審議会は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市長に意見を述べることができる。

#### (組織)

第17条 審議会は、委員15人以内で組織する。

#### (委員)

第18条 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員のうち男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

#### (会長)

第19条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第20条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第21条 審議会の庶務は、市民協働推進課において処理する。

（一部改正〔平成18年条例6号〕）

### 第4章 雑則

#### (委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものは、この条例の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

##### 附 則（平成18年3月23日条例第6号抄）

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## 西都市男女共同参画審議会の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西都市男女共同参画審議会の会議（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴人の決定)

第2条 傍聴を受ける者（以下「傍聴人」という。）は、会長が決定する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人（記者を除く）の定員は、会場の規模に応じて調整する。

(傍聴手続)

第4条 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式第1号）に、住所、氏名を記入して申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みは、会議開会予定時刻の30分前から先着順に定員に達するまで認める

(傍聴を認めない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者の傍聴は、認めないものとする。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
  - (2) ビラ、プラカード、旗、のぼり及び垂れ幕の類を携帯している者
  - (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
  - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機及び映写機の類を携帯している者、ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
  - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
  - (6) 酒気を帯びていると認められる者
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 児童及び乳幼児の傍聴は、認めないものとする。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴人心得等の交付等)

第6条 傍聴人には、当日、傍聴人心得（別紙）及び会議資料又はその概要を交付する。

(会長の指示)

第7条 会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

## 傍 聴 人 心 得

会議の傍聴をされる方は、係員の指示に従い、次の事項を守ってください。

- 1 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- 2 のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- 3 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 4 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 5 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 携帯電話及びポケットベルについては、電源を切ること。
- 7 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- 8 その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

(注) これらの事項を守らない場合、その他会長の指示に従わない場合には、退場していただく場合があります。

### 地方自治法（抜粋）

#### 第180条の5（委員会及び委員の設置）

- ① 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左のとおりである。
  - 一 教育委員会
  - 二 選挙管理委員会
  - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
  - 四 監査委員会
- ③ 第1項にあげるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない。
  - 一 農業委員会
  - 二 固定資産評価審査委員会

#### 第202条の3（附属機関の事務等）

- ① 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

## 用語解説集

用語	解説
ジェンダー	先天的・生体的・生物的性別を示す（セックス）に対し、「男はこうあるべき、女はこうあるべき」といった、社会的・文化的に形成された概念。この場合の「ジェンダー」という用語自体には、良い悪いという価値判断は含まない。
ストーカー行為	ストーカー規制法において、「同一の者に対し、つきまとい等を繰り返して行うこと」と規定されている。
セクシュアル・ハラスメント	職場または教育現場において、優越的地位や継続的關係を利用して行われる相手方の意に反する性的な言動によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えて、環境が害されること。
ノーマライゼーション	1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。高齢者や障がい者等社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
パートナーシップ	協力関係。連携。
メディア	情報を人々に伝える機関や事業、システムなど。特に、大量の情報を紙（新聞や雑誌、広告）や電波（テレビやラジオ）、通信（インターネット）を通じて大衆に伝達する媒体をマスメディアと呼ぶ。
メディア・リテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解き、批判し、表現する能力。メディアからの情報をただ受け止めるだけでなく、情報を能動的に解釈したり、批判したりする能力と、自分で考え、自分の意見を表現・発信する能力をいう。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていくとする考え方。
ライフスタイル	生活様式。特に環境・趣味・交際などを含めた、その人の個性を表すような個人の生き方。
リプロダクティブヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の1つとして認識されている。リプロダクティブヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれている。また、これらに関して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。
一般事業主行動計画	事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標達成のための対策を具体的に盛り込み策定するものである。平成23年4月1日より、行動計画の策定・届出、公表・周知が従業員101人以上の企業に義務付けられた。(100人以下の企業は努力義務)

用語	解説
家族経営協定の締結	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものである。
固定的な性別役割分担	「男は仕事、女は家庭」というように、個人の能力等に関係なく、性別を理由として役割を固定的に分けることをいう。現在、重要であるとされていることは、性別による固定的な役割分担意識を解消し、互いの能力や個性を發揮し合い、喜びも責任も分かち合う男女共同参画意識を持つことである。
交際相手からの暴力 (デートDV)	主に恋人間で起こるDVをいう。
再チャレンジサポートプログラム	育児・介護等のために退職し、再就職を希望する方に対して、自らの適性或職業経験、知識・技能を生かして再就職準備のための計画的な取り組みが行えるようきめ細かい支援を行う事業。
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自らの希望するバランスで展開できる状況のことをいう。
女性に対する暴力をなくす運動	毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を運動期間とし、社会意識の啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施する。
職業能力開発事業	行政・団体等が市民の技術力、能力を高めるための研修会・講座等を開設して就業機会の拡充を支援する事業。
積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	個々の企業において、固定的役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に生じている格差の解消を目指して、個々の企業が進める自主的かつ積極的取り組み。また、積極的改善措置は、男女共同参画社会基本法第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されている。男女共同参画社会基本法上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない。
特定健診	「特定健康診査」とも呼ばれ、高血圧症、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病が増加していることを背景に、平成20年度から医療保険者に実施が義務付けられたメタボリックシンドロームに着目した健診。



用語	解説
農商工連携	農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大に取り組むものである。
配偶者等からの暴力 (DV)	ドメスティック・バイオレンス (DV/Domestic violence) とも言われ、一般的には「夫や恋人等親密な関係にある、または、過去にあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されている。ただし、親子間の暴力まで含めた意味で使用している場合もあるため、本計画では、「配偶者等からの暴力」という意味に使用している。
6次産業化	地域の第1次産業とそれに関連する第2次・第3次産業（加工販売等）に係る事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取り組みである。
DVの二次被害	DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不十分であるために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者が更に被害を受けること。

平成 27 年度西都市男女共同参画年次報告書

平成 29 年 1 月発行

---

西都市市民協働推進課

〒881-8501

宮崎県西都市聖陵町 2 丁目 1 番地

TEL 0983-43-1204 (直通)

FAX 0983-43-2067 (代表)